

令和4年第4回瑞穂市議会定例会提出議案

開会 令和4年11月30日

報 告

報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償）

議 案

議案第66号 瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定について

議案第67号 瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定について

議案第68号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第69号 瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第71号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第72号 瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について

議案第75号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第76号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第77号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）

議案第78号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第80号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第81号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

報告第12号

専決処分の報告について（損害賠償）

瑞穂市第1自転車駐車場に設置された一時利用券売機のタッチパネルを破損した件につき和解し、損害賠償金及び遅延損害金の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和4年4月14日午前0時21分頃、瑞穂市第1自転車駐車場に設置された一時利用券売機のタッチパネルを叩き割り破損した件につき和解し、損害賠償金及び遅延損害金の額を定めることにつき専決処分したものの。

専決第3号

専 決 処 分 書

令和4年4月14日瑞穂市第1自転車駐車場に設置された一時利用券売機のタッチパネルを破損した件につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年11月14日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

瑞穂市穂積 [REDACTED]
[REDACTED]

2 事故の概要

令和4年4月14日午前0時21分頃、瑞穂市第1自転車駐車場に設置された一時利用券売機のタッチパネルを叩き割り破損したものの。

3 和解の内容

タッチパネルの損害賠償金98,010円及び民法（明治29年4月法律第89号）所定の遅延損害金1,539円の合計99,549円を相手方が支払うものとする。

議案第66号

瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定について
瑞穂市個人情報保護法施行条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、市条例の制定を行うもの。

瑞穂市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報取扱事務の根拠

(5) 個人情報の対象者の範囲

(6) 個人情報の記録項目

(7) 個人情報の記録媒体

(8) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(9) 個人情報の収集先

(10) 個人情報の目的外の利用及び提供の有無及び内容

(11) 個人情報取扱事務の実施機関以外のものへの委託の有無及び内容

(12) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事

務

(2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額については、瑞穂市手数料条例（平成15年瑞穂市条例第49号）の定めるところによるものとし、訂正及び利用停止に係る手数料は、無料とする。

2 前項に定めるもののほか、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの送付その他特別の費用を要する場合は、規則の定めるところにより、当該費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瑞穂市個人情報保護審査会条例（令和 年瑞穂市条例第 号）第1条に規定する瑞穂市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第6条 市長は、毎年1回、各実施機関における保有個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事

項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(瑞穂市個人情報保護条例の廃止)

第2条 瑞穂市個人情報保護条例(平成15年瑞穂市条例第137号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の瑞穂市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条又は第11条第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧条例第12条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第14条第1項、第2項(旧条例第22条第2項及び第25条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第3項、第22条第1項又は第25条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第33条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する瑞穂市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第35条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定等について

1. 概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護制度が見直され、地方公共団体にも個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が適用されるため、関係する条例の制定、廃止及び一部改正を行うもの。

個人情報の保護に関する法律の趣旨及び目的に照らし、①条例で定めることが法律上必要な事項、②条例で定めることが法律上許容されている事項、③単なる内部の手続きに関する事項等については条例で定めることが許容されていることから、市条例により規定する。

2. 条例制定、廃止及び一部改正の内容

（1）瑞穂市個人情報保護法施行条例の制定

- ・個人情報取扱事務登録簿の作成、公表（現条例で運用中の個人情報取扱事務登録簿の継続）
- ・開示請求に係る手数料（写し1面につき10円等。現行の手数料から変更なし）
- ・市個人情報保護審査会への諮問（個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認める場合に市個人情報保護審査会に諮問）
- ・瑞穂市個人情報保護条例（平成15年条例第137号）の廃止

（2）瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定

- ・市個人情報保護審査会の組織等（現条例と同様の内容を規定）

（3）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

- ① 瑞穂市情報公開条例（平成15年条例第8号）の一部改正
 - ・「瑞穂市個人情報保護条例」の規定を「個人情報の保護に関する法律」に改正
- ② 瑞穂市手数料条例（平成15年条例第49号）の一部改正
 - ・「瑞穂市個人情報保護条例」の規定を「個人情報の保護に関する法律」に改正
- ③ 瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年条例第13号）の一部改正
 - ・「別に定める条例」の規定を「法令及び別に定める条例」に改正
- ④ 瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例（平成23年条例第14号）の一部改正
 - ・「瑞穂市個人情報保護条例」の規定を「個人情報の保護に関する法律」及び「瑞穂市個人情報保護法施行条例」に改正
- ⑤ 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第22号）の一部改正
 - ・「瑞穂市個人情報保護条例」の規定を「瑞穂市個人情報保護法施行条例」に改正 等

3. 施行日

個人情報の保護に関する法律の改正が施行される令和5年4月1日から施行する。

議案第 67 号

瑞穂市個人情報保護審査会条例の制定について
瑞穂市個人情報保護審査会条例案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の公布に伴い、市条例の制定を行うもの。

瑞穂市個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、瑞穂市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 瑞穂市個人情報保護法施行条例（令和 年瑞穂市条例第 号）第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている地方公共団体等行政文書（同項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された地方公共団体等行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えねばならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問庁並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集して行うものとする。

3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人（行政不服審査法第31条第3項に規定する補佐人をいう。）とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（資料の提出等）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に意見書又は資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に

その旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第8条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、前2項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査請求の制限)

第10条 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による審査請求をすることができない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な

事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に瑞穂市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号）第33条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する瑞穂市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

議案第 6 8 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）の公布に伴い、関係条例の改正を行うもの。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(瑞穂市情報公開条例の一部改正)

第1条 瑞穂市情報公開条例（平成15年瑞穂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「、瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号）第7条」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条」に改める。

(瑞穂市手数料条例の一部改正)

第2条 瑞穂市手数料条例（平成15年瑞穂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

別表8の部（13）の項中「瑞穂市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

(瑞穂市まちづくり基本条例の一部改正)

第3条 瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条中「、別に定める条例」を「、法令及び別に定める条例」に改める。

(瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例（平成23年瑞穂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号。以下「個人情報条例」という。）」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び瑞穂市個人情報保護法施行条例（令和 年瑞穂市条例第 号）」に改める。

第7条中「、個人情報条例」を「、個人情報保護法」に改める。

第8条第1項第1号及び第9条第2項中「個人情報条例」を「個人情報保

護法」に改める。

第10条第2項中「、個人情報条例第11条」を「、個人情報保護法」に改める。

(瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第5条 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例(平成27年瑞穂市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「瑞穂市個人情報保護条例(平成15年瑞穂市条例第137号)」を「瑞穂市個人情報保護法施行条例(令和 年瑞穂市条例第 号)」に改める。

第3条第1項中「特定個人情報」の次に「(以下「保有特定個人情報」という。)」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

瑞穂市情報公開条例（平成15年瑞穂市条例第8号）新旧対照表（第1条関係）

改正後（案）	現行
<p>（個人情報の適正な取扱い）</p> <p>第10条の2 実施機関は、第7条第2号及び前3条の規定の適用に当たっては、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条</u>が規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない。</p>	<p>（個人情報の適正な取扱い）</p> <p>第10条の2 実施機関は、第7条第2号及び前3条の規定の適用に当たっては、<u>瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号）第7条</u>が規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない。</p>

瑞穂市手数料条例（平成15年瑞穂市条例第49号）新旧対照表（第2条関係）

改正後（案）					現行																								
<p>（手数料の免除）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定するほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定（別表備考に規定する同法を準用して適用する場合を含む。）による書面若しくは書面の写しの交付若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付、瑞穂市情報公開条例（平成15年瑞穂市条例第8号）の規定による公開の実施若しくは審査請求の手續における写しの交付又は<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定による開示の実施又は審査請求の手續における写しの交付の場合であって、審査請求人、参加人、公開請求者又は開示請求者が経済的困難その他特別の理由があるときは、当該交付に必要な費用は免除する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務の内容</th> <th>手数料の名称</th> <th>単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 各種証明</td> <td>(1) 6に掲げるもの</td> <td>租税公課証</td> <td>1通につき</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>					事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	8 各種証明	(1) 6に掲げるもの	租税公課証	1通につき	300	<p>（手数料の免除）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定するほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定（別表備考に規定する同法を準用して適用する場合を含む。）による書面若しくは書面の写しの交付若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付、瑞穂市情報公開条例（平成15年瑞穂市条例第8号）の規定による公開の実施若しくは審査請求の手續における写しの交付又は<u>瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号）</u>の規定による開示の実施又は審査請求の手續における写しの交付の場合であって、審査請求人、参加人、公開請求者又は開示請求者が経済的困難その他特別の理由があるときは、当該交付に必要な費用は免除する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務の内容</th> <th>手数料の名称</th> <th>単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 各種証明</td> <td>(1) 6に掲げるもの</td> <td>租税公課証</td> <td>1通につき</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>					事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	8 各種証明	(1) 6に掲げるもの	租税公課証	1通につき	300
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額																									
8 各種証明	(1) 6に掲げるもの	租税公課証	1通につき	300																									
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額																									
8 各種証明	(1) 6に掲げるもの	租税公課証	1通につき	300																									

に関する 事務（1か ら7までに 掲げる事 務に關す るものを 除く。）	以外の租税公課に 関する証明書の交 付	明書交付手 数料		
	~~~~~			
	(12) 8の(1)から(1 1)までに掲げるも の以外の証明書そ の他の写しの交付	その他証明 書交付手数 料	1通につき	300
(13) 行政不服審査 法第38条第1項又 は同法第81条第3 項の規定により準 用する同法第78 条第1項の規定に よる書面若しくは 書面の写しの交付 若しくは電磁的記 録に記録された事 項を記載した書面 の交付、瑞穂市情 報公開条例の規定	公文書写し 等交付手数 料	1冊、1事件 又は1面に つき	10円。ただ し、複写機に よる多色刷 りの場合は1 00円とし、写 しの送付、フ ィルム又は 電磁的記録 等の交付で 特別の費用 が必要な場 合は、規則に 定めるとこ	

に関する 事務（1か ら7までに 掲げる事 務に關す るものを 除く。）	以外の租税公課に 関する証明書の交 付	明書交付手 数料		
	~~~~~			
	(12) 8の(1)から(1 1)までに掲げるも の以外の証明書そ の他の写しの交付	その他証明 書交付手数 料	1通につき	300
(13) 行政不服審査 法第38条第1項又 は同法第81条第3 項の規定により準 用する同法第78 条第1項の規定に よる書面若しくは 書面の写しの交付 若しくは電磁的記 録に記録された事 項を記載した書面 の交付、瑞穂市情 報公開条例の規定	公文書写し 等交付手数 料	1冊、1事件 又は1面に つき	10円。ただ し、複写機に よる多色刷 りの場合は1 00円とし、写 しの送付、フ ィルム又は 電磁的記録 等の交付で 特別の費用 が必要な場 合は、規則に 定めるとこ	

	による公開の実施 若しくは審査請求 の手續における写 しの交付又は <u>個人 情報の保護</u> に関す <u>る法律の規定</u> によ る開示の実施又は 審査請求の手續に おける写しの交付			ろによる。		による公開の実施 若しくは審査請求 の手續における写 しの交付又は <u>瑞穂 市個人情報保護条 例</u> の規定によ る開示の実施又は 審査請求の手續に おける写しの交付			ろによる。		
	(14) 8の(13)に掲 げるもの以外の法 令又は条例若しく は規則に基づく公 文書の閲覧	公文書閲覧 手数料	1冊、1事件 又は1面に つき	300		(14) 8の(13)に掲 げるもの以外の法 令又は条例若しく は規則に基づく公 文書の閲覧	公文書閲覧 手数料	1冊、1事件 又は1面に つき	300		
9	火薬類取 締法（昭和 25年法律 第149号。 以下この9 において 「法」とい う。）の施 行に關す	法第25条第1項に規 定する火薬類の消費 の許可（煙火に係る ものに限る。）の申 請に対する審査	煙火消費許 可申請手数 料	1件につき	7,900	9	火薬類取 締法（昭和 25年法律 第149号。 以下この9 において 「法」とい う。）の施 行に關す	法第25条第1項に規 定する火薬類の消費 の許可（煙火に係る ものに限る。）の申 請に対する審査	煙火消費許 可申請手数 料	1件につき	7,900

る事務					る事務				
備考 略					備考 略				

瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号）新旧対照表（第3条関係）

改正後（案）	現行
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、<u>法令及び別に定める条例</u>により、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、<u>別に定める条例</u>により、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。</p>

瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例（平成23年瑞穂市条例第14号）新旧対照表（第4条関係）

改正後（案）	現行
<p>（画像の保管）</p> <p>第6条 実施機関は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）</u>及び瑞穂市個人情報保護法施行条例（令和 年瑞穂市条例第 号）に定めるもののほか、規則で定めるところにより、管理責任者に画像及び画像データの適正な利用及び保管についての措置を講じさせなければならない。</p> <p>（本人開示等）</p> <p>第7条 防犯カメラに画像として記録されている本人から当該本人の画像データの開示請求があったときは、<u>個人情報保護法</u>、瑞穂市情報公開条例（平成15年瑞穂市条例第8号）その他関係法令等の規定に基づき、当該画像データを本人に開示するよう配慮しなければならない。ただし、容易に第三者と区別できない場合及び防犯上の妨げになるおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>（目的外利用及び提供）</p> <p>第8条 実施機関は、次の各号に定める場合を除き、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。</p> <p>(1) <u>個人情報保護法</u>に規定する場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（画像の保管）</p> <p>第6条 実施機関は、<u>瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号。以下「個人情報条例」という。）</u>に定めるもののほか、規則で定めるところにより、管理責任者に画像及び画像データの適正な利用及び保管についての措置を講じさせなければならない。</p> <p>（本人開示等）</p> <p>第7条 防犯カメラに画像として記録されている本人から当該本人の画像データの開示請求があったときは、<u>個人情報条例</u>、瑞穂市情報公開条例（平成15年瑞穂市条例第8号）その他関係法令等の規定に基づき、当該画像データを本人に開示するよう配慮しなければならない。ただし、容易に第三者と区別できない場合及び防犯上の妨げになるおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>（目的外利用及び提供）</p> <p>第8条 実施機関は、次の各号に定める場合を除き、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。</p> <p>(1) <u>個人情報条例</u>に規定する場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

(管理責任者及び管理従事者の責務)

第9条 略

2 管理責任者は、本条例及び個人情報保護法に定めるもののほか、画像データの保管及び利用に関し、規則で定める措置を講じなければならない。

(委託に伴う措置等)

第10条 略

2 前項の場合において、委託業者等と締結する委託契約等で、個人情報保護法の規定に基づく個人情報保護の措置の履行を義務付けなければならない。

(管理責任者及び管理従事者の責務)

第9条 略

2 管理責任者は、本条例及び個人情報条例に定めるもののほか、画像データの保管及び利用に関し、規則で定める措置を講じなければならない。

(委託に伴う措置等)

第10条 略

2 前項の場合において、委託業者等と締結する委託契約等で、個人情報条例第11条の規定に基づく個人情報保護の措置の履行を義務付けなければならない。

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成27年瑞穂市条例第22号）新旧対照表（第5条関係）

改正後（案）	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例による用語の意義は、法及び<u>瑞穂市個人情報保護法施行条例（令和 年瑞穂市条例第 号）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>（個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第3条 市の実施機関（法令の規定により法別表第1の上欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、別表第1に掲げる事務の処理に関して、自らが保有する<u>特定個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）</u>を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を独自に利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例による用語の意義は、法及び<u>瑞穂市個人情報保護条例（平成15年瑞穂市条例第137号）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>（個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第3条 市の実施機関（法令の規定により法別表第1の上欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、別表第1に掲げる事務の処理に関して、自らが保有する<u>特定個人情報</u>を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を独自に利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2・3 略</p>

議案第 6 9 号

瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

職員の定年引上げ等を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事と生活の両立を支援するための環境整備として、高齢者部分休業の制度を導入するため、市条例の制定を行うもの。

瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条例第22条に規定する規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年瑞穂市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「勤務しないことをいう。）」の次に「、高齢者部分休業(当該職員が高齢者として管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を加える。

(瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

3 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年瑞穂市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「介護休暇」の次に「又は第16条の2の規定による介護時間」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認

瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年瑞穂市条例第119号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（給与の減額）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）<u>、高齢者部分休業（当該職員が高齢者として管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）</u>、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） _____</p> <p>_____<u>、</u>介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>(1) 地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認</u></p> <p><u>(2) 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第27号）第16条の規定による介護休暇又は第16条の2の規定による介護時間の承認</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>(1) 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第27号）第16条の規定による介護休暇_____の承認</u></p> <p><u>(2) 略</u></p>

瑞穂市職員の高齢者部分休業に関する条例について

職員の定年引上げ等を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事と生活の両立を支援するための環境整備として、高齢者部分休業の制度を導入するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、必要な事項を定めるもの。

【概要】

1. 部分休業の承認（第2条第1項）

職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2. 部分休業の対象となる年齢（第2条第2項）

部分休業の対象となる年齢を60歳とする。

3. 部分休業時の給与等（第3条）

部分休業の取得により勤務しない時間分の給与は、減額して支給する。

4. 施行日

令和5年4月1日

議案第70号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布に伴い、市関係条例の改正を行うもの。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成15年瑞穂市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料月額」を「、その発令の日に受ける給料月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例(平成15年瑞穂市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年瑞穂市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

（3）瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第4項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条第1項、第2項ただし書及び第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「この条」を「この項」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条の4第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の7第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の9第2項中「第14条」を「第5条第3項及び第4項、第8条並びに第14条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第8条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 瑞穂市職員の定年等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第21号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要がある

と認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800

(瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条

例（平成15年瑞穂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年瑞穂市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第5条、第6条及び第6条の2」を「第6条、第6条の2、第6条の3及び第7条の2」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年瑞穂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 第3条の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以

下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) であるとした場合に適用される瑞穂市職員の給与に関する条例(平成15年瑞穂市条例第35号。以下「給与条例」という。)第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合に適用される給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に、当該職員について定められた勤務時間を瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(瑞穂市職員の降給に関する条例の一部改正)

第10条 瑞穂市職員の降給に関する条例(平成28年瑞穂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の3項を加える。

- 2 瑞穂市職員の給与に関する条例(平成15年瑞穂市条例第35号)附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに瑞穂市職員の給与に関する条例(平成15年瑞穂市条例第35号)附則第15項の規定による降給とする」とする。

- 3 第5条の規定は、瑞穂市職員の給与に関する条例附則第15項の規定に

よる降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

- 4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

（瑞穂市職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 瑞穂市職員の再任用に関する条例（平成15年瑞穂市条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- （2）暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- （3）暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- （4）定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された

職員をいう。

(改正後の公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例における経過措置)

第3条 瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和 年瑞穂市条例第 号)附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、瑞穂市職員の定年等に関する条例(平成15年瑞穂市条例第21号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(改正後の瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(改正後の瑞穂市職員の育児休業等に関する条例における経過措置)

第5条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する瑞穂市職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(改正後の瑞穂市職員の給与に関する条例における経過措置)

第6条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瑞穂市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるの

は、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律第14条（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瑞穂市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の瑞穂市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条の4第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第23条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第5条第3項及び第4項、第8条並びに第14条から第15条の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第15項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（改正後の瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定め

る条例における経過措置)

第7条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定を適用する。

(改正後の瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における経過措置)

第8条 瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第6条の2、第6条の3及び第7条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年瑞穂市条例第23号）新旧対照表（第1条関係）

改正後（案）	現行
<p>（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料月額</u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給料から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料月額</u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給料から減ずるものとする。</p>

公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第24号）新旧対照表（第2条関係）

改正後（案）	現行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき、7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲

職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき、7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲

げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

瑞穂市職員の育児休業等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第28号）新旧対照表（第4条関係）

改正後（案）	現行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）新旧対照表（第5条関係）

改正後（案）	現行
<p>（級等の決定）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額にあつては、<u>当該職員</u>の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項（任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項）の規定により定められた<u>当該職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、規則で定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、<u>当該職員</u>の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p>	<p>（級等の決定）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額にあつては、<u>その者</u>の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項（任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項）の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、規則で定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、<u>その者</u>の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p>

(定年前提任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条 法第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、当該職員の

(再任用職員の給料月額)

第6条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(育児短時間勤務の承認を受けた場合(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった場合を含む。)にあつては、当該額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、その者の

受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 3 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する第1項の規定の適用については、前項本文の規定にかかわらず、第1項に規定する期間における勤務成績が極めて良好又は特に良好である職員に限り昇給させるものとし、昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 略

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 3 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する第1項の規定の適用については、前項本文の規定にかかわらず、第1項に規定する期間における勤務成績が極めて良好又は特に良好である職員に限り昇給させるものとし、昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 略

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前提任短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員_____、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交

通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 略

（時間外勤務手当）

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤

通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 略

（時間外勤務手当）

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤

務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市の規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項_____の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市の規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する市の規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。ただし、当該時間が第1項に規定する育児短時間勤務職員等が同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。

6 略

（期末手当）

第23条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市の規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。ただし、当該時間が第1項に規定する育児短時間勤務職員等が同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。

6 略

（期末手当）

第23条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以

外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 23 条の 7 第 2 項において「特定管理職員」という。）にあっては、100 分の 100) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 100)」とあるのは「100 分の 57.5)」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第 23 条の 7 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該

外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 23 条の 7 第 2 項において「特定管理職員」という。）にあっては、100 分の 100) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 100)」とあるのは「100 分の 57.5)」とする。

4・5 略

(勤勉手当)

第 23 条の 7 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95（特定管理職員にあっては、100 分の 115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45（特定管理職員にあっては、100 分の 55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（特定の職員についての適用除外）

第 23 条の 9 略

2 第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 8 条並びに第 14 条から第 15 条の 2 までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 略

附 則

1～14 略

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 17 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項及び第 4 項並びに第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこ

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95（特定管理職員にあっては、100 分の 115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員 _____ の勤勉手当基礎額に 100 分の 45（特定管理職員にあっては、100 分の 55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（特定の職員についての適用除外）

第 23 条の 9 略

2 第 14 条 _____ から第 15 条の 2 までの規定は、再任用職員 _____ には適用しない。

3 略

附 則

1～14 略

れを 100 円に切り上げるものとする。)

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員
- (3) 瑞穂市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

17 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 19 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 15 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 15 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給す

る。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900
	125		304,200					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 187,700	基準給料月額 円 215,200	基準給料月額 円 255,200	基準給料月額 円 274,600	基準給料月額 円 289,700	基準給料月額 円 315,100	基準給料月額 円 356,800

備考 この表は、他の適用を受けない全ての職員に適用する。

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 165,300	円 192,400	円 240,200	円 262,700
	169	310,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円 235,100	基準給料月額 円 255,400	基準給料月額 円 262,600	基準給料月額 円 272,800

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	円 165,300	円 192,400	円 240,200	円 262,700
	169	310,600			
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年瑞穂市条例第37号）新旧対照表（第6条関係）

改正後（案）	現行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当及び住居手当を除いたもの （非常勤職員の給与）</p> <p>第4条 常勤を要しない職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当及び住居手当を除いたもの （非常勤職員の給与）</p> <p>第4条 常勤を要しない職員（<u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。）については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給するものとする。</p>

瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年瑞穂市条例第119号）新旧対照表（第7条関係）

改正後（案）	現行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外）</p> <p>第21条 <u>第6条、第6条の2、第6条の3及び第7条の2</u>の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（<u>再任用職員</u>についての適用除外）</p> <p>第21条 <u>第5条、第6条及び第6条の2</u>の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年瑞穂市条例第2号）新旧対照表（第8条関係）

改正後（案）	現行
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）新旧対照表（第9条関係）

改正後（案）	現行
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（給与の特例）</p> <p>第8条 <u>第3条の規定により採用された職員の給料月額</u>は、当該職員が地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるとした場合に適用される瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号。以下「給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 <u>第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合に適用される給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額</p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（給与の特例）</p> <p>第8条 第3条の規定により採用された職員の給料月額については、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号。以下「給与条例」という。）第6条第1項の規定を準用する。</p> <p>2 第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、給与条例第6条第2項の規定を準用する。</p>

当該職員について定められた勤務時間を瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

瑞穂市職員の降給に関する条例（平成28年瑞穂市条例第2号）新旧対照表（第10条関係）

改正後（案）	現行
<p>（降給の種類）</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>（降格の事由）</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し<u>、</u>必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> 略</p>	<p>（降給の種類）</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>（降格の事由）</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された</p> <p>_____</p> <p>場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>附 則</p> <p>_____ 略</p>

- 2 瑞穂市職員の給与に関する条例（平成 15 年瑞穂市条例第 35 号）附則第 15 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに瑞穂市職員の給与に関する条例（平成 15 年瑞穂市条例第 35 号）附則第 15 項の規定による降給とする」とする。
- 3 第 5 条の規定は、瑞穂市職員の給与に関する条例附則第 15 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 4 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項の規定の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布に伴い、市関係条例の改正を行うもの。

【概要】

1. 60歳を超える職員の給料月額

（第5条 瑞穂市職員の給与に関する条例 附則第15項・附則第17項）

当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、その者に適用される級号給の額の7割水準に設定する。

役職定年制により管理職から降任した者の給料月額が、降任前日の級号給の額の7割を下回る場合は、当分の間、その差額を給料として支給する。

2. 文言の整理など所定の規定の整理

（第1条 瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例）

（第2条 公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例）

（第3条 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

（第4条 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例）

（第6条 瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例）

（第7条 瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

（第8条 瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）

（第9条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

（第10条 瑞穂市職員の降給に関する条例）

3. 施行日

令和5年4月1日

議案第 7 1 号

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 6 号）の施行による特定個人情報取扱事務の追加及び所要の改正を行うため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成27年瑞穂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「若しくは措置又は費用の徴収に関する事務」を「又は措置に関する事務であって規則で定めるもの」に改め、同項第2号中「の給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給」を加える。

別表第1の2の項中「又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給」を「、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は健康管理支援の実施」に改める。

別表第2の20の項を次のように改める。

20	子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報に限る。）であって規則で定めるもの
----	---	---

別表第3の1の項中「保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務」を「保育の実施に関する事務」に改め、「、児童手当関係情報」の次に「、児童扶養手当関係情報」を加え、同表の2の項中「教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を、「障害児通所支援に関する情報」の次に「、障害者関係情報」を、「、児童手当関係情報」の次に「（同法の規定による措置に関する情報を含む。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までになされた申請、手続その他の行為で、この条例による改正前の瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の相当規定の適用を受けることとなる申請、決定その他手続は、この条例による改正後の瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例による申請、決定その他手続とみなす。

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成27年瑞穂市条例第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>（保有特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第11号の規定により、市長は、教育委員会（法令の規定により法別表第2の第4欄に掲げる保有特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、次に掲げる事務を処理するために必要な別表第3で定める保有特定個人情報の提供を求めた場合において、当該保有特定個人情報を提供することができる。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育の給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="237 1198 1104 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市長</td> <td>瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成15年瑞穂市条例第68号）の規定による医療費の助成に関する</td> </tr> </tbody> </table>		機関	事務	1	市長	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成15年瑞穂市条例第68号）の規定による医療費の助成に関する	<p>（保有特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第11号の規定により、市長は、教育委員会（法令の規定により法別表第2の第4欄に掲げる保有特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、次に掲げる事務を処理するために必要な別表第3で定める保有特定個人情報の提供を求めた場合において、当該保有特定個人情報を提供することができる。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</u></p> <p>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育の給付 _____ __又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1133 1198 2000 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市長</td> <td>瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成15年瑞穂市条例第68号）の規定による医療費の助成に関する</td> </tr> </tbody> </table>		機関	事務	1	市長	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成15年瑞穂市条例第68号）の規定による医療費の助成に関する
	機関	事務											
1	市長	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成15年瑞穂市条例第68号）の規定による医療費の助成に関する											
	機関	事務											
1	市長	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成15年瑞穂市条例第68号）の規定による医療費の助成に関する											

		事務であって規則で定めるもの
2	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は健康管理支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの

		事務であって規則で定めるもの
2	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施で又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

	事務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報を含む。以下同じ。）であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

	事務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報を含む。以下同じ。）であって規則で定めるもの

19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令の規定により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令の規定により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
20	子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報に限る。）であって規則で定めるもの	20	子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法の規定による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
21	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）の規定による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	21	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）の規定による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	もの	
22	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報であって規則で定めるもの

	もの	
22	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

	事務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による保育所における <u>保育の実施に関する事務</u> _____であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令の規定による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2	子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施	児童福祉法の規定による障害児通所支援に関する情報、 <u>障害者関係情報</u> 、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民

別表第3（第4条関係）

	事務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による保育所における <u>保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報_____、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令の規定による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2	子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付_____	児童福祉法の規定による障害児通所支援に関する情報_____、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民

<p>設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>票関係情報、児童手当関係情報（同法の規定による措置に関する情報を含む。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>_____の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>票関係情報、児童手当関係情報_____、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	---	---	--

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部改正について

1. 改正原因について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正及び令和3年度に実施した「番号利用条例等の見直し業務委託」（瑞総委第14号）の結果に基づく規定内容の見直しによる改正

施行期日：公布の日

2. 改正内容について

- ① 「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する健康管理支援」の事務を追加
…令和3年度法律第66号により、保健事業における健診情報等の活用促進として、生活保護法が改正され、健康増進事業の情報活用が規定され合わせて個人番号利用事務とされたため、自治体の独自事務として生活保護法に準じて実施されている「生活に困窮する外国人」にも同様の規定を整備。
(別表第1関係)
- ② 子ども・子育て支援法に基づく「子育てのための施設等利用給付の支給」事務の追加
…令和2年度の幼児教育無償化に伴って法改正があったもの。庁内連携と外部提供について規定し、保有特定個人情報については主務省令に基づき見直しするもの。前記の瑞総委第14号による。
(第4条第1項第2号、別表第2、別表第3関係)
- ③ 上記の他、瑞総委第14号に伴って、本条例に伴う規則（「瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年瑞穂市規則第32号）」との整合性、文言整理のための改正
(第4条第1項第1号、別表第3関係)

議案第72号

瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入並びに所要の規定整備をするため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂市職員の定年等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「、次の各号のいずれかに該当する」を「、次に掲げる事由がある」に、「、その職員に」を「、同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「、その職員を」を「、当該職員を」に改め、同項各号列記以外の部分中「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることにつ

いて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その職員」を「、当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「、前項の事由」を「、前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「、1年」を「、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「、その」を「、当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）第13条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年瑞穂市条例第119号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等を行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算

して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である

職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項におい

て「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の瑞穂市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の瑞穂市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令

和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に
ある者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、
旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭
和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は
第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）
又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則
第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定
により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことが
ある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定
年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする
常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績そ
他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期
を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退
職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3
年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）
第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、
新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第2
2条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に
ある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、

暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の評価結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める組合（次項及び附則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第1

2 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条約定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条約定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条約定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条令第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条約定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員

が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職を

した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

瑞穂市職員の定年等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第21号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 定年制度（第2条—第5条）</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</p> <p>第5章 雑則（第14条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 定年制度</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるとき</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> <u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるとき</u></p>

は、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認める

は、その職員に _____ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 _____ が引き続き存すると認める

ときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）第13条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年瑞穂市条例第119号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年

ときは、市長の承認を得て、1年 _____ を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 _____ の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は _____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった _____ と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等

(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職

に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員以外の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員に

ついて、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降

任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条におい

て「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 略

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3

附 則

略

条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

瑞穂市職員の定年等に関する条例改正の概要

1. 定年の段階的引き上げ（第3条・制定附則第2項）
現行60歳の職員の定年について、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とする。
2. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入（第6条～第11条）
管理職（管理職手当の支給対象となっている職）について、原則として60歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任させる。
公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理職として勤務させることができる。
3. 定年前再任用短時間勤務制の導入（第12条・第13条）
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。
4. 情報提供及び意思確認の努力義務（制定附則第3項）
当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用及び給与等に関する情報を提供し、継続しての勤務意思を確認するよう努める。
5. 暫定再任用制度（改正附則第3条）
定年の段階的引き上げ期間においても、65歳まで再任用ができるよう、現行と同様の再任用制度を暫定的に措置する。
6. 施行日
令和5年4月1日
ただし、施行日前に実施する情報提供及び意思確認の努力義務に係る規定は、公布の日から施行

議案第73号

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため国から交付される交付金を、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額に加えて支給するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年瑞穂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	
会長	月額 14,000
その他の農業委員会の委員	月額 12,500
農地利用最適化推進委員	月額 12,500

を

」

「

農業委員会	
会長	月額 14,000 ただし、月額報酬の他に国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める方法により算出した額を支給することができる。
その他の農業委員会の委員	月額 12,500 ただし、月額報酬の他に国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める方法により算出した額を支給することができる。
農地利用最適化推進委員	月額 12,500 ただし、月額報酬の他に国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める方法により算出した額を支給することができる。

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年瑞穂市条例第31号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会		行政職給料 円表の5級の職 務にある者 の旅費の例 による。	教育委員会		行政職給料 円表の5級の職 務にある者 の旅費の例 による。
委員	月額 25,000		委員	月額 25,000	
監査委員			監査委員		
識見を有する者の中から選任された監査委員	日額 12,000		識見を有する者の中から選任された監査委員	日額 12,000	
議会の議員の中から選任された監査委員	日額 6,000		議会の議員の中から選任された監査委員	日額 6,000	
農業委員会			農業委員会		
会長	月額 14,000 ただし、月額報酬の他に国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める方法により算出した		会長	月額 14,000	

	額を支給することができ る。
その他の農業委員会の委員	月額 12,500 ただし、月額報酬の他 に国から交付される農地 利用の最適化に関する交 付金の範囲内で規則で定 める方法により算出した 額を支給することができ る。
農地利用最適化推進委員	月額 12,500 ただし、月額報酬の他 に国から交付される農地 利用の最適化に関する交 付金の範囲内で規則で定 める方法により算出した 額を支給することができ る。
固定資産評価審査委員会委員	日額 7,000
~~~~~	
幼稚園・学校嘱託薬剤師	1施設当たり 年額 11

その他の農業委員会の委員	月額 12,500
農地利用最適化推進委員	月額 12,500
固定資産評価審査委員会委員	日額 7,000
~~~~~	
幼稚園・学校嘱託薬剤師	1施設当たり 年額 11

	5,000			5,000	
地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各項に該当しないもの	市長がそのつど予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	市長がそのつど予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各項に該当しないもの	市長がそのつど予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	市長がそのつど予算の範囲内で任命権者と協議して定める額

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正理由

令和4年度から、農業委員会は農地利用の最適化活動の目標を設定し、活動記録の作成、目標の達成状況について点検・評価を実施し、その結果を公表するとともに県知事に報告することとなった。

これにより、国の「農地利用最適化交付金事業」の対象として交付金が支給されることになり、この交付金は農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の実績に応じて支払う報酬とされるため、これまでの農業委員会の報酬に加えて、この交付金を財源とする報酬を支払うために条例改正を行うもの。

※農地利用の最適化活動とは

- ・担い手への農地集積及び集約化
- ・遊休農地の発生防止及び解消
- ・新規参入の促進等

2. 改正内容

条例別表で定められた農業委員会の項報酬の欄に、次のただし書きを加える。

ただし、月額報酬の他に国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める方法により算出した額を支給することができる。

3. 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第74号

瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について

瑞穂市税条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

指定金融機関及び収納代理金融機関において、令和5年度より督促手数料及び延滞金の確認事務が見直しされることに伴い、市における督促手数料を廃止するため、市関係条例の改正を行うもの。

瑞穂市税条例等の一部を改正する条例

(瑞穂市税条例の一部改正)

第1条 瑞穂市税条例(平成15年瑞穂市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「その督促手数料、延滞金」を「その延滞金」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める

第21条及び第22条 削除

(瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例(平成15年瑞穂市条例第50号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市延滞金徴収及び滞納処分に関する条例

第1条中「督促に係る手数料、延滞金の徴収」を「延滞金の徴収」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第5条中「、当該歳入並びに当該歳入に係る第2条の督促手数料及び」を「、当該歳入及び当該歳入に係る」に改める。

(瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 瑞穂市農業集落排水処理施設条例(平成15年瑞穂市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項及び第4項を削る。

(瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部改正)

第4条 瑞穂市コミュニティ・プラント条例(平成15年瑞穂市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項及び第4項を削る。

(瑞穂市下水道条例の一部改正)

第5条 瑞穂市下水道条例(平成15年瑞穂市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項及び第4項を削る。

(瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例(平成20年瑞穂市条例第2号)
の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定による令和4年度以前の賦課年度に属する市税、分担金、使用料、過入金、手数料、過料、保険料その他の歳入に係る督促手数料は、なお従前の例による。

瑞穂市税条例（平成15年瑞穂市条例第44号）新旧対照表（第1条関係）

改正後（案）	現行
<p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びに<u>その延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>第21条及び第22条</u> 削除</p>	<p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 市税並びに<u>その督促手数料、延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第21条</u> 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、200円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p> <p><u>第22条</u> 削除</p>

瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例（平成15年瑞穂市条例第50号）新旧対照表（第2条関係）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>瑞穂市延滞金徴収及び滞納処分に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の歳入（以下「歳入」という。）の<u>延滞金の徴収</u>及び滞納処分に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>（滞納処分）</p> <p>第5条 歳入について督促を受けた者が督促状に指定する期限までに納付すべき金額を納付しない場合において、当該歳入が法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときは、当該歳入及び当該歳入に係る<u>延滞金</u>について、督促状に指定する期限経過後に滞納処分に着手する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の歳入（以下「歳入」という。）の督促に係る<u>手数料、延滞金の徴収</u>及び滞納処分に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第2条 歳入の徴収につき、督促状を発した場合には、督促手数料として、督促状1通につき200円を徴収する。</u></p> <p>（滞納処分）</p> <p>第5条 歳入について督促を受けた者が督促状に指定する期限までに納付すべき金額を納付しない場合において、当該歳入が法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときは、当該歳入並びに当該歳入に係る第2条の督促手数料及び延滞金について、督促状に指定する期限経過後に滞納処分に着手する。</p>

瑞穂市農業集落排水処理施設条例（平成15年瑞穂市条例第108号）新旧対照表（第3条関係）

改正後（案）	現行
<p>（使用料の督促）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の督促）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定により督促状を發したときは、督促手数料を徴収する。</u></p> <p>4 <u>督促手数料は、督促状1通につき200円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、督促手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>

瑞穂市コミュニティ・プラント条例（平成15年瑞穂市条例第110号）新旧対照表（第4条関係）

改正後（案）	現行
<p>（使用料の督促）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の督促）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料を徴収する。</u></p> <p><u>4 督促手数料は、督促状1通につき200円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、督促手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>

瑞穂市下水道条例（平成15年瑞穂市条例第142号）新旧対照表（第5条関係）

改正後（案）	現行
<p>（使用料の督促）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の督促）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料を徴収する。</u></p> <p>4 <u>督促手数料は、督促状1通につき200円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、督促手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>

瑞穂市後期高齢者医療に関する条例（平成20年瑞穂市条例第2号）新旧対照表（第6条関係）

改正後（案）	現行
第5条 削除	<u>（保険料の督促手数料）</u> 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、200円とする。

瑞穂市税条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正趣旨

以下の要因により督促手数料の徴収を廃止するため、関係する条例の一部を一括して改正するもの。

- ① 令和3年の地方税法施行令の改正に伴い、令和5年度から順次地方税の納付書に地方税統一QRコードを付すことから、全国の金融機関等で納入できる一方、督促手数料と延滞金は本税の納付確認後に納税者へ請求する方法に統一されたため。
- ② 金融機関から、令和5年度より督促手数料及び延滞金の確認事務を見直し、納付書に記載された金額のみ徴収する通知を受けたため。

2 改正内容

- (1) 第1条関係（瑞穂市税条例の一部改正）

第2条（用語）

第2号中の督促手数料を削除するもの。

第21条（督促手数料）

全文を削除し、「第21条及び第22条 削除」に改める

- (2) 第2条関係（瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部改正）

題名の改正

「瑞穂市延滞金徴収及び滞納処分に関する条例」に改めるもの。

第1条（趣旨）

「督促に係る手数料」を削除するもの。

第2条（督促手数料）

全文を削除するもの。

第5条（滞納処分）

「第2条の督促手数料」を削除するもの。

- (3) 第3条関係（瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

- (4) 第4条関係（瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部改正）

第18条（使用料の督促）

第3項及び第4項を削除するもの。

- (5) 第5条関係（瑞穂市下水道条例の一部改正）

第21条（使用料の督促）

第3項及び第4項を削除するもの。

(6) 第6条関係（瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条（保険料の督促手数料）

全文を削除するもの。

3 適用関係

第1条（施行期日）

令和5年4月1日より施行。

第2条（経過措置）

令和4年度以前の賦課年度に属する市税等の督促手数料は、条例改正後も徴収する。（納期限が改正日以降になる令和4年度市県民税特別徴収（3月～5月）の督促手数料は引き続き徴収する。）

議案第75号

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

国民健康保険税の適正化を図るため及び将来的な県内の国民健康保険税水準等の統一化を目指すとともに、被保険者間の負担の公平性を図るため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂市国民健康保険税条例（平成16年瑞穂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改める。

第4条中「2万4,700円」を「2万2,700円」に改める。

第5条第1号中「1万7,900円」を「1万5,900円」に改め、同条第2号中「8,950円」を「7,950円」に改め、同条第3号中「1万3,425円」を「1万1,925円」に改める。

第7条中「1万2,900円」を「9,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円
- (2) 特定世帯 3,000円
- (3) 特定継続世帯 4,500円

第9条中「1万3,800円」を「1万500円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

第23条第1項第1号ア中「1万7,290円」を「1万5,890円」に改め、同号イ（ア）中「1万2,530円」を「1万1,130円」に改め、同号イ（イ）中「6,265円」を「5,565円」に改め、同号イ（ウ）中「9,398円」を「8,348円」に改め、同号ウ中「9,030円」を「6,300円」に改め、同号エ中「9,660円」を「7,350円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平

等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 200円

(イ) 特定世帯 2, 100円

(ウ) 特定継続世帯 3, 150円

第23条第1項第1号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 500円

第23条第1項第2号ア中「1万2, 350円」を「1万1, 350円」に改め、同号イ(ア)中「8, 950円」を「7, 950円」に改め、同号イ(イ)中「4, 475円」を「3, 975円」に改め、同号イ(ウ)中「6, 713円」を「5, 963円」に改め、同号ウ中「6, 450円」を「4, 500円」に改め、同号エ中「6, 900円」を「5, 250円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 000円

(イ) 特定世帯 1, 500円

(ウ) 特定継続世帯 2, 250円

第23条第1項第2号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 500円

第23条第1項第3号ア中「4, 940円」を「4, 540円」に改め、同号イ(ア)中「3, 580円」を「3, 180円」に改め、同号イ(イ)中「1, 790円」を「1, 590円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 685円」を「2, 385円」に改め、同号ウ中「2, 580円」を「1, 800円」に改め、同号エ中「2, 760円」を「2, 100円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 200円

(イ) 特定世帯 600円

(ウ) 特定継続世帯 900円

第23条第1項第3号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円

第23条第2項第1号ア中「3,705円」を「3,405円」に改め、同号イ中「6,175円」を「5,675円」に改め、同号ウ中「9,880円」を「9,080円」に改め、同号エ中「1万2,350円」を「1万1,350円」に改め、同項第2号ア中「1,935円」を「1,350円」に改め、同号イ中「3,225円」を「2,250円」に改め、同号ウ中「5,160円」を「3,600円」に改め、同号エ中「6,450円」を「4,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂市国民健康保険税条例（平成16年瑞穂市条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万2,700円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額_____の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額_____の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,700円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び同項において同じ。）以外の世帯 1万5,900円

(2) 特定世帯 7,950円

(3) 特定継続世帯 1万1,925円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び同項において同じ。）以外の世帯 1万7,900円

(2) 特定世帯 8,950円

(3) 特定継続世帯 1万3,425円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,900円とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

(2) 特定世帯 3,000円

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法

律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,890円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,130円

(イ) 特定世帯 5,565円

(ウ) 特定継続世帯 8,348円

律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万7,290円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万2,530円

(イ) 特定世帯 6,265円

(ウ) 特定継続世帯 9,398円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,030円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,660円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,350円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,950円

（イ） 特定世帯 3,975円

（ウ） 特定継続世帯 5,963円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

（イ） 特定世帯 1,500円

（ウ） 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万2,350円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,950円

（イ） 特定世帯 4,475円

（ウ） 特定継続世帯 6,713円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,950円

（イ） 特定世帯 4,475円

（ウ） 特定継続世帯 6,713円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,900円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,180円

（イ） 特定世帯 1,590円

（ウ） 特定継続世帯 2,385円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円

（イ） 特定世帯 600円

合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,580円

（イ） 特定世帯 1,790円

（ウ） 特定継続世帯 2,685円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,580円

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,405円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,675円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万1,350円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,760円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,705円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,175円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,350円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,935円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,225円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,450円

1. 保険税率

			元年度	2年度	3年度	4年度		
医療給付分	所得割 (%)	市税率	6.06	6.06	6.04	6.00	6.00	0.00
		標準 (市町村)	6.59	5.72	6.31	7.03		
		標準 (県)	6.77	6.04	6.36	7.26		
	資産割 (%)	市税率	13.50	6.75	0	0	0	0
		標準 (市町村)	14.12	12.22	0	0		
		標準 (県)	-	-	-	-		
	均等割 (円)	市税率	27,000	27,000	24,700	24,700	22,700	-2,000
		標準 (市町村)	26,025	23,478	27,262	31,406		
		標準 (県)	27,373	24,759	26,270	30,013		
	平等割 (円)	市税率	20,100	20,100	17,900	17,900	15,900	-2,000
		標準 (市町村)	19,633	18,459	19,730	21,333		
		標準 (県)	20,182	17,903	19,046	20,697		

後期高齢者支援分	所得割 (%)	市税率	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	0.00
		標準 (市町村)	2.77	2.73	2.42	2.40		
		標準 (県)	2.55	2.56	2.45	2.48		
	均等割 (円)	市税率	12,900	12,900	12,900	12,900	9,000	-3,900
		標準 (市町村)	13,961	14,169	14,565	14,823		
		標準 (県)	10,300	10,313	9,878	9,961		
	平等割 (円)	市税率	-	-	-	0	6,000	6,000
		標準 (市町村)	-	-	-	-		
		標準 (県)	7,594	7,457	7,162	6,869		

介護納付金分	所得割 (%)	市税率	2.27	2.27	2.27	2.27	2.27	0.00
		標準 (市町村)	2.64	2.79	2.13	2.14		
		標準 (県)	2.21	2.32	2.08	2.22		
	均等割 (円)	市税率	13,800	13,800	13,800	13,800	10,500	-3,300
		標準 (市町村)	14,549	14,833	15,676	16,943		
		標準 (県)	11,489	11,958	10,673	11,330		
	平等割 (円)	市税率	-	-	-	0	5,000	5,000
		標準 (市町村)	-	-	-	-		
		標準 (県)	5,850	6,131	5,555	5,750		

2. 被保険者数

(7月賦課決定時)

① 人数

単位：人

年度	総人数 A	所得割 課税人数 B	資産割 課税人数 C	介護所得割 課税人数 D	介護均等割 課税人数 E
5年度	9,420	6,348	0	1,535	2,789
4年度	9,722	6,627	0	1,624	2,904
3年度	10,042	7,111	0	1,716	2,973
2年度	9,983	7,073	5,566	1,695	2,989
31年度	10,287	7,224	5,755	1,768	3,086
30年度	10,717	7,604	6,079	1,897	3,260
29年度	11,230	8,022	6,439	2,071	3,479

② 割合

単位：%

年度		所得割 課税人数 B/A	資産割 課税人数 C/A	介護所得割 課税人数 D/A	介護均等割 課税人数 E/A
5年度		67.4	0.0	16.3	29.6
4年度		68.2	0.0	16.7	29.9
3年度		70.8	0.0	17.1	29.6
2年度		70.9	55.8	17.0	29.9
31年度		70.2	55.9	17.2	30.0
30年度		71.0	56.7	17.7	30.4
29年度		71.4	57.3	18.4	31.0

③ 対前年増減

単位：人

年度	総人数	所得割 課税人数	資産割 課税人数	介護所得割 課税人数	介護均等割 課税人数
5年度	▲ 302	▲ 279	0	▲ 89	▲ 115
4年度	▲ 320	▲ 484	0	▲ 92	▲ 69
3年度	59	38	▲ 5,566	21	▲ 16
2年度	▲ 304	▲ 151	▲ 189	▲ 73	▲ 97
31年度	▲ 430	▲ 380	▲ 324	▲ 129	▲ 174
30年度	▲ 513	▲ 418	▲ 360	▲ 174	▲ 219

3. 世帯数

(7月賦課決定時)

① 世帯

単位：世帯

年度	総世帯 a	所得割 課税世帯 b	資産割 課税世帯 c	介護分 総世帯 d	介護所得割 課税世帯 e
5年度	6,087	3,692	0	2,365	1,216
4年度	6,175	3,780	0	2,441	1,268
3年度	6,304	4,009	0	2,507	1,344
2年度	6,222	3,946	3,014	2,531	1,337
31年度	6,310	3,989	3,085	2,574	1,361
30年度	6,401	4,054	3,188	2,683	1,428
29年度	6,614	4,222	3,330	2,819	1,530

② 割合

単位：%

年度		所得割 課税世帯 b/a	資産割 課税世帯 c/a	介護分 総世帯 d/a	介護所得割 課税世帯 e/a
5年度		60.7	0.0	38.9	20.0
4年度		61.2	0.0	39.5	20.5
3年度		63.6	0.0	39.8	21.3
2年度		63.4	48.4	40.7	21.5
31年度		63.2	48.9	40.8	21.6
30年度		63.3	49.8	41.9	22.3
29年度		63.8	50.3	42.6	23.1

③ 対前年増減

単位：世帯

年度	総世帯	所得割 課税世帯	資産割 課税世帯	介護分 総世帯	介護所得割 課税世帯
5年度	▲ 88	▲ 88	0	▲ 76	▲ 52
4年度	▲ 129	▲ 229	0	▲ 66	▲ 76
3年度	82	63	▲ 3,014	▲ 24	7
2年度	▲ 88	▲ 43	▲ 71	▲ 43	▲ 24
31年度	▲ 91	▲ 65	▲ 103	▲ 109	▲ 67
30年度	▲ 213	▲ 168	▲ 142	▲ 136	▲ 102

4. 保険税額（試算）

【医療給付分】

	令和4年度賦課決定額（7月）			令和5年度（案）			差 額	
	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額
所得割	6,627	366,593,542	51.52%	6,348	351,159,771	53.45%	▲ 279	▲ 15,433,771
資産割	0	0	0.00%	0	0		0	0
均等割	9,722	239,901,220	33.72%	9,420	213,843,080	32.55%	▲ 302	▲ 26,058,140
平等割	6,175	105,044,360	14.76%	6,087	92,016,480	14.00%	▲ 88	▲ 13,027,880
小 計		711,539,122			657,019,331			▲ 54,519,791
事業費納付金保険料必要額	863,578,352			836,788,059				
小計との差額	▲ 152,039,230			▲ 179,768,727				

【後期高齢者支援分】

	令和4年度賦課決定額（7月）			令和5年度（案）			差 額	
	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額
所得割	6,627	133,955,367	51.67%	6,348	128,315,779	51.40%	▲ 279	▲ 5,639,588
資産割							0	0
均等割	9,722	125,292,540	48.33%	9,420	84,783,600	33.96%	▲ 302	▲ 40,508,940
平等割				6,087	36,523,200	14.64%	6,087	36,523,200
小 計		259,247,907			249,622,579			▲ 9,625,328
事業費納付金保険料必要額	285,307,738			276,456,801				
小計との差額	▲ 26,059,831			▲ 26,834,221				

【介護納付金分】

	令和4年度賦課決定額（7月）			令和5年度（案）			差 額	
	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額
所得割	1,624	52,448,094	56.69%	1,535	49,560,865	54.66%	▲ 89	▲ 2,887,229
資産割							0	0
均等割	2,904	40,075,200	43.31%	2,789	29,284,500	32.30%	▲ 115	▲ 10,790,700
平等割				2,365	11,827,000	13.04%	2,365	11,827,000
小 計		92,523,294			90,672,365			▲ 1,850,929
事業費納付金保険料必要額	95,929,614			92,130,748				
小計との差額	▲ 3,406,320			▲ 1,458,383				

【合 計】

	令和4年度賦課決定額（7月）			令和5年度（案）			差 額	
	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額	割合	人員・世帯	税額
所得割		552,997,003	52.01%		529,036,416	53.05%		▲ 23,960,587
資産割		0	0.00%		0			0
均等割		405,268,960	38.11%		327,911,180	32.88%		▲ 77,357,780
平等割		105,044,360	9.88%		140,366,680	14.07%		35,322,320
合 計		1,063,310,323			997,314,276			▲ 65,996,047
事業費納付金保険料必要額	1,244,815,704			1,205,375,608				
小計との差額	▲ 181,505,381			▲ 208,061,332				

注)

※軽減制度（7割・5割・2割）額反映されていません。

※収納率100%試算

議案第76号

瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

個人番号カードの普及促進に向けて、多機能端末機を利用した場合の各種証明書発行手数料を減額するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例

瑞穂市手数料条例（平成15年瑞穂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限り。）の情報を読み込ませて暗証番号その他必要な事項を入力することにより交付するものに係る手数料の額は、別表5の部、6の部及び8の部に規定する手数料の額から100円を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

瑞穂市手数料条例（平成15年瑞穂市条例第49号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。<u>ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）の情報を読み込ませて暗証番号その他必要な事項を入力することにより交付するものに係る手数料の額は、別表5の部、6の部及び8の部に規定する手数料の額から100円を減じて得た額とする。</u></p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。</p>

令和4年度

瑞穂市補正予算書

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）

令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年12月定例議会

目 次

令和4年度瑞穂市補正予算総括表	1
議案第77号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）	2
議案第78号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	3 9
議案第79号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）	4 7
議案第80号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）	5 5

令和4年度瑞穂市補正予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		21,781,407	611,847	22,393,254	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	4,770,464	1,361	4,771,825	
	後期高齢者医療事業特別会計	669,893	0	669,893	
	農業集落排水事業特別会計	25,418	0	25,418	
	小 計	5,465,775	1,361	5,467,136	
企業会計	水道事業会計	980,005	11,173	991,178	
	下水道事業会計	593,010	1,536	594,546	
	小 計	1,573,015	12,709	1,585,724	
合 計		28,820,197	625,917	29,446,114	

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度瑞穂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,393,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		7,095,488	29,200	7,124,688
	1市 民 税	3,336,107	11,200	3,347,307
	2固 定 資 産 税	3,294,003	15,000	3,309,003
	3軽 自 動 車 税	150,882	3,000	153,882
9地 方 特 例 交 付 金		94,415	3,794	98,209
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	0	3,794	3,794
13使 用 料 及 び 手 数 料		390,444	46	390,490
	1使 用 料	267,859	46	267,905
14国 庫 支 出 金		3,717,589	23,868	3,741,457
	1国 庫 負 担 金	2,348,929	23,649	2,372,578
	2国 庫 補 助 金	1,358,193	219	1,358,412
15県 支 出 金		1,540,609	14,912	1,555,521
	1県 負 担 金	873,345	11,262	884,607
	2県 補 助 金	502,070	5,852	507,922
	3委 託 金	165,194	△2,202	162,992
17寄 附 金		605,562	228,412	833,974
	1寄 附 金	605,562	228,412	833,974
18繰 入 金		1,442,326	240,705	1,683,031
	2基 金 繰 入 金	1,416,306	240,705	1,657,011

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸 収 入		620,319	68,910	689,229
	5 雑 入	608,172	68,910	677,082
21 市 債		789,700	2,000	791,700
	1 市 債	789,700	2,000	791,700
歳 入 合 計		21,781,407	611,847	22,393,254

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		163,421	153	163,574
	1 議会費	163,421	153	163,574
2 総務費		3,644,987	375,250	4,020,237
	1 総務管理費	3,220,784	370,685	3,591,469
	2 徴税費	234,623	5,694	240,317
	3 戸籍住民基本台帳費	129,440	991	130,431
	4 選挙費	37,298	△2,132	35,166
	6 監査委員費	21,432	12	21,444
3 民生費		8,440,056	165,066	8,605,122
	1 社会福祉費	4,307,197	171,312	4,478,509
	2 児童福祉費	3,548,966	△40,502	3,508,464
	3 生活保護費	583,647	34,256	617,903
4 衛生費		2,020,475	7,228	2,027,703
	1 保健衛生費	842,709	3,234	845,943
	2 清掃費	1,057,077	3,994	1,061,071
6 農林水産業費		173,688	△2,398	171,290
	1 農業費	173,688	△2,398	171,290
7 商工費		175,730	△13,390	162,340
	1 商工費	175,730	△13,390	162,340

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		2,066,878	△14,221	2,052,657
	1 土 木 管 理 費	90,862	1,418	92,280
	2 道 路 橋 り よ う 費	589,329	1,080	590,409
	3 河 川 費	510,215	△16,862	493,353
	4 都 市 計 画 費	622,664	△1,600	621,064
	5 下 水 道 費	240,280	1,743	242,023
9 消 防 費		1,126,831	△40	1,126,791
	1 消 防 費	1,126,831	△40	1,126,791
10 教 育 費		2,828,495	94,199	2,922,694
	1 教 育 総 務 費	246,977	△2,340	244,637
	2 学 校 教 育 費	126,542	△5,096	121,446
	3 小 学 校 費	572,804	30,579	603,383
	4 中 学 校 費	403,424	52,360	455,784
	5 幼 稚 園 費	277,740	4,777	282,517
	6 社 会 教 育 費	516,575	12,763	529,338
	7 保 健 体 育 費	684,433	1,156	685,589
歳 出 合 計		21,781,407	611,847	22,393,254

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
08 土木費	02道路橋りょう費	別府市道3-1124号線道路改良工事	23,100千円
08 土木費	05下水道費	公共下水道（瑞穂処理区）事業	3,590千円
合計			26,690千円

第3表 債務負担行為補正
(追加)

事項	期間	限度額
庁舎、学校及び保育所間文書等運搬業務	令和4年度から令和5年度まで	2,000千円
岐阜県議会議員選挙事務	令和4年度から令和5年度まで	3,858千円
瑞穂市長選挙事務	令和4年度から令和5年度まで	3,767千円
瑞穂市議会議員補欠選挙事務	令和4年度から令和5年度まで	1,340千円

第4表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補		前		補		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
常備消防整備事業債	45,200千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えすることができる。	47,200千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えすることができる。
計	45,200千円				47,200千円			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	7,095,488	29,200	7,124,688
9 地 方 特 例 交 付 金	94,415	3,794	98,209
13 使 用 料 及 び 手 数 料	390,444	46	390,490
14 国 庫 支 出 金	3,717,589	23,868	3,741,457
15 県 支 出 金	1,540,609	14,912	1,555,521
17 寄 附 金	605,562	228,412	833,974
18 繰 入 金	1,442,326	240,705	1,683,031
20 諸 収 入	620,319	68,910	689,229
21 市 債	789,700	2,000	791,700
歳 入 合 計	21,781,407	611,847	22,393,254

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 議会費	163,421	153	163,574				153
2 総務費	3,644,987	375,250	4,020,237	△1,319		229,665	146,904
3 民生費	8,440,056	165,066	8,605,122	51,037		△20,586	134,615
4 衛生費	2,020,475	7,228	2,027,703	2,097		15,816	△10,685
6 農林水産業費	173,688	△2,398	171,290	△2,178			△220
7 商工費	175,730	△13,390	162,340	△8,937			△4,453
8 土木費	2,066,878	△14,221	2,052,657				△14,221
9 消防費	1,126,831	△40	1,126,791		2,000		△2,040
10 教育費	2,828,495	94,199	2,922,694	△1,920		46,670	49,449
歳出合計	21,781,407	611,847	22,393,254	38,780	2,000	271,565	299,502

2 歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	3,052,950	10,000	3,062,950	1 現年課税分	10,000	市民税個人特別徴収
2 法人	283,157	1,200	284,357	2 滞納繰越分	1,200	法人市民税滞納繰越分
計	3,336,107	11,200	3,347,307			

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	3,292,300	15,000	3,307,300	1 現年課税分	15,000	固定資産税現年課税分
計	3,294,003	15,000	3,309,003			

(款) 1 市税

(項) 3 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽自動車税	145,691	3,000	148,691	1 現年課税分	3,000	軽自動車税現年課税分
計	150,882	3,000	153,882			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	3,794	3,794	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	3,794	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金
計	0	3,794	3,794			

(款) 13 使用料及び手数料
(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生使用料	58,520	46	58,566	2 清掃使用料	46	ストックヤード使用料
計	267,859	46	267,905			

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	2,138,458	23,649	2,162,107	1 社会福祉費負担金	30,691	障害者自立支援給付費負担金 6,355 特別障害者手当給付費負担金 1,144 障害児施設措置費負担金 23,192
				3 児童福祉費負担金	△7,042	給付費負担金
計	2,348,929	23,649	2,372,578			

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	509,093	813	509,906	1 総務費補助金	813	通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金
2 民生費国庫補助金	513,469	△931	512,538	1 社会福祉費補助金	13,110	市町村地域生活支援事業費補助金 1,410 臨時福祉給付金等給付事業補助金 11,700
				2 児童福祉費補助金	△15,180	保育対策総合支援事業費交付金
				3 生活保護費補助金	1,139	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
3 衛生費国庫補助金	127,024	2,097	129,121	1 保健衛生費補助金	2,097	緊急風しん抗体検査事業費補助金 106 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 1,991
5 教育費国庫補助金	148,176	△1,760	146,416	4 社会教育費補助金	△1,760	地方創生推進交付金
計	1,358,193	219	1,358,412			

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	833,380	11,262	844,642	1 社会福祉費負担金	14,783	障害者自立支援給付費県負担金 3,177 障害児施設措置費県負担金 11,596 民生委員推薦会県負担金 10
				3 児童福祉費負担金	△3,521	給付費県負担金
計	873,345	11,262	884,607			

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	374,368	8,030	382,398	1 社会福祉費補助金	705	市町村地域生活支援事業費県補助金
				3 福祉医療費補助金	7,325	福祉医療費県補助金 重度心身障害者
4 農林水産業費県補助金	59,988	△2,178	57,810	1 農業費補助金	△2,178	農業委員会県交付金 864 元気な農業産地構造改革支援事業県補助金 △1,243 農業次世代人材投資事業費県補助金 △360 スマート農業技術導入支援事業県補助金 △1,439
計	502,070	5,852	507,922			

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	120,254	△2,132	118,122	4 選挙費委託金	△2,132	参議院議員通常選挙県委託金
2 民生費委託金	185	90	275	1 社会福祉費委託金	90	障害者福祉県委託金
4 教育費委託金	240	△160	80	1 学校教育総務費委託金	△160	清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費県委託金
計	165,194	△2,202	162,992			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費寄附金	80	312	392	1 衛生費寄附金	312	保健衛生費寄附金
6 ふるさと応援寄附金	550,000	228,100	778,100	1 ふるさと応援寄附金	228,000	ふるさと応援寄附金
				2 まち・ひと・しごと創生寄附金	100	まち・ひと・しごと創生寄附金
計	605,562	228,412	833,974			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	311,660	213,218	524,878	1 財政調整基金繰入金	213,218	財政調整基金繰入金
4 ふるさと応援基金繰入金	636,346	27,487	663,833	1 ふるさと応援基金繰入金	27,487	ふるさと応援基金繰入金
計	1,416,306	240,705	1,657,011			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
4 過年度収入	763	16,059	16,822	1 前年度収入	16,059	前年度収入	
5 雑入	607,406	52,851	660,257	2 総務費雑入	△64	岐阜県市町村振興協会助成金	
				3 民生費雑入	37,237	生活保護費雑入	6
						介護給付費負担金精算金(広域連合)	30,701
						地域支援事業費負担金精算金(広域連合)	5,090
				低所得者保険料軽減費負担金精算金(広域連合)	1,440		
4 衛生費雑入	15,458	廃棄物売払収入					
9 教育費雑入	220	体育施設雑入					
計	608,172	68,910	677,082				

(款) 21 市債
 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 消防債	121,400	2,000	123,400	1 消防債	2,000	常備消防整備事業債
計	789,700	2,000	791,700			
合計	21,781,407	611,847	22,393,254			

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 議会費	163,421	153	163,574				153	2 給料	21	一般職給
								3 職員手当等	132	地域手当 勤勉手当
計	163,421	153	163,574				153			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 一般管理費	746,841	2,400	749,241				2,400	7 報償費	564	報償費	
								10 需用費	1,807	消耗品費等 印刷製本費	1,045 762
								11 役務費	29	通信運搬費	
3 会計管理費	45,475	228	45,703				228	2 給料	36	一般職給	
								3 職員手当等	192	地域手当 勤勉手当	1 191
4 財産管理費	291,266	16,459	307,725				16,459	10 需用費	8,340	光熱水費 修繕料	6,249 2,091
								12 委託料	160	業務委託料 土地鑑定評価委託料	160
								14 工事請負費	4,930	工事請負費	
								17 備品購入費	3,029	庁用器具費	
5 企画費	383,831	114,617	498,448				114,617	1 報酬	△48	非常勤職員・委員等報酬 総合計画等評価審議会委員報酬	△48
								2 給料	25	一般職給	
								3 職員手当等	670	時間外勤務手当 勤勉手当	415 255
								10 需用費	57,400	消耗品費等	
								11 役務費	41,420	通信運搬費 手数料	20,710 20,710
								12 委託料	15,180	業務委託料 ふるさと納税事業支援業務委託料	15,180

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
								18 負担金、補助及び交付金	△30	負担金 協議会負担金 △30
7 電算管理費	119,509	935	120,444				935	10 需用費	935	修繕料
8 自治振興費	52,313	4,657	56,970				4,657	10 需用費	4,657	修繕料
9 牛牧南部コミュニティセンター費	29,947	160	30,107				160	12 委託料	160	管理委託料 空調設備保守管理委託料 △104 植栽管理委託料 △47 業務委託料 「つどいの泉」指定管理業務委託料 311
10 本田コミュニティセンター費	31,867	736	32,603				736	12 委託料	736	管理委託料 植栽管理委託料 △18 電気設備保守管理委託料 △87 業務委託料 本田コミュニティセンター指定管理業務委託料 841
11 固定資産評価審査委員会費	122	△49	73				△49	1 報酬	△21	非常勤職員・委員等報酬 固定資産評価審査委員会委員報酬 △21
								8 旅費	△18	費用弁償 普通旅費 △4
								18 負担金、補助及び交付金	△10	負担金 研修負担金 △10
12 基金積立費	1,389,367	229,729	1,619,096				229,729	24 積立金	229,729	ふるさと応援基金積立金 228,000 庁舎建設基金積立金 1,629 企業版ふるさと納税基金積立金 100
14 社会保障・税番号制度導入推進費	22,691	813	23,504	813				12 委託料	813	業務委託料 派遣業務委託料 813
計	3,220,784	370,685	3,591,469	813			229,729	140,143		

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 税務総務費	166,879	1,142	168,021				1,142	2 給料	305	一般職給	
								3 職員手当等	646	地域手当	38
										期末手当	72
								4 共済費	191	地方公務員共済組合負担金	
2 賦課徴収費	67,744	4,552	72,296				4,552	10 需用費	1,794	印刷製本費	
								12 委託料	2,753	業務委託料	
										固定資産評価業務委託料	△1,001
										固定資産税課税計算電算処理委託料	3,897
										不動産鑑定等委託料	△143
								13 使用料及び 賃借料	5	借上料	
計	234,623	5,694	240,317				5,694				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 戸籍住民基本台帳費	129,440	991	130,431				991	12 委託料	991	業務委託料	
										住基ネットワーク機器導入委託料	248
										コンビニ交付システム修正業務委託料	743
計	129,440	991	130,431				991				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
3 参議院議員 選挙費	26,106	△2,132	23,974	△2,132				1 報酬	△208	非常勤職員・委員等報酬 投票管理者 △11 投票立会人 △19 開票立会人 △71 会計年度任用職員時間外勤務手当相当 △107
								10 需用費	△499	消耗品費等 △382 図書等 △17 印刷製本費 △100
								11 役務費	△140	通信運搬費 △122 手数料 △18
								12 委託料	△766	業務委託料 電算処理委託料 △142 選挙公報配布委託料 △175 行政事務委託料 アウトソーシング △449
								13 使用料及び 賃借料	△24	借上料
								17 備品購入費	△495	機械器具費
計	37,298	△2,132	35,166	△2,132						

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 監査委員費	21,432	12	21,444				△64	76	3 職員手当等	167	勤勉手当
									8 旅費	△116	費用弁償 △77 普通旅費 △39
									10 需用費	44	図書等
									13 使用料及び 賃借料	△12	使用料
									18 負担金、補 助及び交付 金	△71	負担金 全国・東海・県等監査委員会負担金 △8 研修負担金 △63
計	21,432	12	21,444				△64	76			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総務費	581,604	1,361	582,965	10			1,351	27 繰出金	1,361	国民健康保険事業特別会計繰出金
2 障害者福祉費	1,307,714	64,383	1,372,097	47,669			16,714	1 報酬	90	非常勤職員・委員等報酬 調査員報酬 90
								11 役務費	150	手数料 保険料 △20
								12 委託料	△738	業務委託料 障害者計画等策定業務委託料 △702 手話奉仕員養成講座委託料 △36
								18 負担金、補助及び交付金	486	負担金 岐阜地域児童発達支援センター組合負担金 486
								19 扶助費	63,491	扶助費 医療型児童発達支援費 255 放課後等デイサービス費 24,579 就労継続支援費（B型） 17,690 特別障害者手当給付費 1,526 児童発達支援費 20,800 障害児相談支援費 691 更生医療費 2,000 障害者（児）日常生活用具給付費 2,820 保育所等訪問支援費 59 就労移行支援費 △14,300 居宅介護費 △4,046 短期入所費 6,583 宿泊型自立訓練 875 自立訓練（生活訓練） 1,400 行動援護費 759 在宅知的障害者交通費 51 同行援護費 127 補装具給付費 981 就労定着支援費 641

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
								22 償還金、利子及び割引料	904	償還金
4 老人福祉費	1,302,325	6,625	1,308,950				6,625	2 給料	63	一般職給
								3 職員手当等	279	地域手当 5 期末手当 80 勤勉手当 194
								22 償還金、利子及び割引料	6,283	償還金
5 福祉医療費	687,225	37,495	724,720	7,325			30,170	12 委託料	△251	業務委託料 派遣業務委託料 △111 行政事務委託料 アウトソーシング △140
								19 扶助費	33,854	扶助費 重度心身障害者医療費 14,650 乳幼児等医療費(市単分) 19,204
								22 償還金、利子及び割引料	3,892	償還金
6 福祉センター費	6,304	525	6,829				525	10 需用費	525	光熱水費
7 臨時福祉給付金等給付費	407,496	60,923	468,419	11,700			49,223	22 償還金、利子及び割引料	60,923	償還金
計	4,307,197	171,312	4,478,509	66,704			104,608			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 児童福祉総務費	704,701	310	705,011	20,692		△20,592	210	1 報酬	24	会計年度任用職員時間外勤務手当相当	24
								2 給料	81	一般職給	
								3 職員手当等	257	地域手当	2
										勤勉手当	255
								4 共済費	120	地方公務員共済組合負担金	
								8 旅費	91	会計年度任用職員通勤手当相当	
								10 需用費	520	光熱水費	460
										修繕料	60
12 委託料	△1,608							管理委託料			
								植栽管理委託料		128	
								業務委託料			
								放課後児童クラブ指導員派遣委託料		△1,736	
22 償還金、利子及び割引料	825							償還金			
2 児童手当費	1,046,980	1,402	1,048,382				1,402	22 償還金、利子及び割引料	1,402	償還金	
3 ひとり親福祉費	14,514	616	15,130				616	22 償還金、利子及び割引料	616	償還金	
4 保育所費	1,782,771	△42,830	1,739,941	△37,498			△5,332	1 報酬	△10,488	会計年度任用職員報酬	△10,488
								2 給料	2,539	一般職給	
								3 職員手当等	1,099	地域手当	76
										勤勉手当	1,023
								4 共済費	1,589	地方公務員共済組合負担金	
								8 旅費	100	会計年度任用職員通勤手当相当	
								10 需用費	5,710	光熱水費	
								13 使用料及び賃借料	164	使用料	
								15 原材料費	△36	工事材料費	
17 備品購入費	△11,755	庁用器具費									

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
								18 負担金、補助及び交付金	△34,968	負担金 施設型給付費負担金 △12,199 補助金 小規模保育所設置事業補助金 △22,769
								22 償還金、利子及び割引料	3,216	償還金
計	3,548,966	△40,502	3,508,464	△16,806		△20,592	△3,104			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 生活保護総務費	17,480	29,678	47,158	1,139			28,539	11 役務費	164	通信運搬費
								12 委託料	515	業務委託料 端末等設定作業委託料 515
								17 備品購入費	624	機械器具費
								22 償還金、利子及び割引料	28,375	償還金
2 生活保護扶助費	518,174	0	518,174				6	△6		(財源補正)
3 生活困窮者自立支援事業費	47,993	4,578	52,571				4,578		4,578	償還金
計	583,647	34,256	617,903	1,139			6	33,111		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 保健衛生総務費	220,364	1,993	222,357	1,991			2	3 職員手当等	1,991	時間外勤務手当
								22 償還金、利子及び割引料	2	償還金
2 成人保健費	60,068	0	60,068			312	△312			(財源補正)
3 予防費	505,804	0	505,804	106			△106			(財源補正)
5 火葬場墓地費	38,337	1,632	39,969				1,632	10 需用費	732	光熱水費
								22 償還金、利子及び割引料	900	償還金
6 環境対策費	5,637	△391	5,246				△391	12 委託料	△391	業務委託料 自動車騒音面的評価業務委託料 △391
計	842,709	3,234	845,943	2,097		312	825			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
2 塵芥処理費	670,056	864	670,920			15,504	△14,640	10 需用費	1,194	消耗品費等 光熱水費	1,012 182
								12 委託料	△330	業務委託料 組成調査業務委託料 撤去業務委託料	△253 △77
4 コミュニティ・プラント費	140,829	3,130	143,959				3,130	10 需用費	3,130	光熱水費	
計	1,057,077	3,994	1,061,071			15,504	△11,510				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 農業委員会費	10,681	864	11,545	864				1 報酬	864	非常勤職員・委員等報酬 農業委員会委員報酬 504 農地利用最適化推進委員報酬 360
3 農業振興費	78,872	△3,042	75,830	△3,042				18 負担金、補助及び交付金	△3,042	補助金 スマート農業技術導入支援事業補助金 △1,439 農業次世代人材投資事業費補助金 △360 元気な農業産地構造改革支援事業補助金 △1,243
4 農地費	42,936	△220	42,716				△220	12 委託料	△220	業務委託料 測量設計委託料 △220
計	173,688	△2,398	171,290	△2,178			△220			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 商工総務費	8,475	59	8,534				59	3 職員手当等 4 共済費	54 5	勤勉手当 地方公務員共済組合負担金
2 商工業振興費	160,823	△13,449	147,374	△8,937			△4,512	18 負担金、補助及び交付金	△13,449	負担金 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市負担金(9弾) △6,519 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市負担金(10弾) △2,418 補助金 工場等設置奨励金 △4,512
計	175,730	△13,390	162,340	△8,937			△4,453			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 土木総務費	90,862	1,418	92,280				1,418	1 報酬	△1,117	会計年度任用職員報酬	△1,117
								3 職員手当等	△96	会計年度任用職員期末手当	
								8 旅費	△69	会計年度任用職員通勤手当相当	
								12 委託料	2,700	業務委託料 官民境界査定調査委託料	2,700
計	90,862	1,418	92,280				1,418				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 道路維持費	370,249	△169	370,080				△169	1 報酬	△92	会計年度任用職員報酬	△92
								3 職員手当等	8	会計年度任用職員期末手当	
								8 旅費	△85	会計年度任用職員通勤手当相当	
2 道路改良費	165,554	2,249	167,803				2,249	12 委託料	△2,151	設計委託料 測量調査設計委託料	△2,151
								18 負担金、補助及び交付金	4,400	負担金 県道改良負担金	4,400
4 橋りょう改良費	15,202	△1,000	14,202				△1,000	12 委託料	△1,000	設計委託料 測量設計委託料	△1,000
計	589,329	1,080	590,409				1,080				

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
3 河川改良費	230,560	△16,862	213,698				△16,862	12 委託料	△16,862	設計委託料 設計監理委託料	△462
										業務委託料 河川改修事業業務委託料	△16,400
計	510,215	△16,862	493,353				△16,862				

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 都市計画総務費	320,171	△1,182	318,989				△1,182	2 給料	496	一般職給	
								3 職員手当等	1,160	地域手当 時間外勤務手当 勤勉手当	15 428 717
								4 共済費	385	地方公務員共済組合負担金	
								12 委託料	△3,223	設計委託料 都市計画変更調査委託料	 △3,223
3 公園費	200,801	△418	200,383				△418	12 委託料	△418	業務委託料 業務委託料	 △418
計	622,664	△1,600	621,064				△1,600				

(款) 8 土木費
(項) 5 下水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 下水道費	240,280	1,743	242,023				1,743	3 職員手当等	207	勤勉手当
								27 繰出金	1,536	下水道事業会計繰出金（西処理区）
計	240,280	1,743	242,023				1,743			

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	857,925	0	857,925		2,000		△2,000			(財源補正)
3 消防施設費	71,130	△116	71,014				△116	11 役務費	△77	手数料
								12 委託料	△39	業務委託料 除草業務委託料

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
4 防災費	90,609	△412	90,197				△412	12 委託料	△412	管理委託料 防災無線管理委託料 △209 業務委託料 防災計画改定委託料 △80 すぐメールプラス導入業務委託料 △110 メールシステム更新業務委託料 △13
5 水防費	3,183	△91	3,092				△91	12 委託料	△91	業務委託料 除草業務委託料 △91
6 防災施設費	30,232	579	30,811				579	12 委託料	579	管理委託料 植栽管理委託料 △13 消防設備保守管理委託料 △76 業務委託料 防災コミュニティセンター指定管理業務委託料 668
計	1,126,831	△40	1,126,791		2,000		△2,040			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	192,202	△2,340	189,862			△650	△1,690	1 報酬	79	会計年度任用職員報酬 79
								10 需用費	△653	消耗品費等
								12 委託料	△1,766	管理委託料 パソコン保守管理委託料 △1,766
計	246,977	△2,340	244,637			△650	△1,690			

(款) 10 教育費
(項) 2 学校教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校教育総務費	126,542	△5,096	121,446	△160		400	△5,336	1 報酬	△3,688	会計年度任用職員報酬 △2,988 会計年度任用職員時間外勤務手当相当 △700
								3 職員手当等	△381	地域手当 1 勤勉手当 279 会計年度任用職員期末手当 △661
								8 旅費	△140	会計年度任用職員通勤手当相当
								10 需用費	△97	光熱水費
								11 役務費	△320	筆耕翻訳料
								12 委託料	338	管理委託料 植栽管理委託料 448 業務委託料 校務支援システム支援業務委託料 △110
								13 使用料及び賃借料	△808	借上料
計	126,542	△5,096	121,446	△160		400	△5,336			

(款) 10 教育費
(項) 3 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	524,974	23,450	548,424			12,700	10,750	10 需用費	8,946	光熱水費
								12 委託料	12,778	管理委託料 植栽管理委託料 12,778
								14 工事請負費	△3,561	工事請負費
								17 備品購入費	5,287	庁用器具費 4,488 機械器具費 799
2 教育振興費	47,830	7,129	54,959				7,129	14 工事請負費	△725	工事請負費
								17 備品購入費	7,854	機械器具費
計	572,804	30,579	603,383			12,700	17,879			

(款) 10 教育費

(項) 4 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	373,059	45,867	418,926			32,600	13,267	10 需用費	6,402	光熱水費	
								12 委託料	32,692	管理委託料 植栽管理委託料	32,692
								17 備品購入費	6,773	庁用器具費 機械器具費	6,487 286
2 教育振興費	30,365	6,493	36,858				6,493	14 工事請負費	△311	工事請負費	
								17 備品購入費	6,804	機械器具費	
計	403,424	52,360	455,784			32,600	19,760				

(款) 10 教育費

(項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 幼稚園管理費	275,516	4,777	280,293			3,200	1,577	2 給料	202	一般職給	
								3 職員手当等	222	地域手当 勤勉手当	6 216
								10 需用費	637	光熱水費	
								12 委託料	3,234	管理委託料 植栽管理委託料	3,234
								22 償還金、利子及び割引料	482	償還金	
計	277,740	4,777	282,517			3,200	1,577				

(款) 10 教育費

(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 社会教育総務費	78,535	400	78,935				400	3 職員手当等	400	時間外勤務手当
4 公民館費	86,019	2,807	88,826				2,807	10 需用費	2,807	光熱水費

(款) 10 教育費
(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
5 図書館費	127,347	2,900	130,247				2,900	2 給料	28	一般職給	
								3 職員手当等	117	地域手当 期末手当 勤勉手当	1 6 110
								4 共済費	50	地方公務員共済組合負担金	
								10 需用費	2,705	燃料費 光熱水費	300 2,405
6 総合センター費	172,657	6,656	179,313				6,656	10 需用費	6,656	光熱水費	
計	516,575	12,763	529,338				12,763				

(款) 10 教育費
(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
3 体育施設費	67,772	△2,264	65,508	△1,760		△780	276	10 需用費	156	光熱水費	
								12 委託料	△3,520	業務委託料 中山道まちづくり基本構想業務委託料	△3,520
								14 工事請負費	1,100	工事請負費	
4 給食センター費	597,202	3,420	600,622			△800	4,220	10 需用費	4,846	光熱水費	
								12 委託料	△1,426	行政事務委託料 アウトソーシング	△1,426
計	684,433	1,156	685,589	△1,760		△1,580	4,496				
合計	21,781,407	611,847	22,393,254	38,780	2,000	271,565	299,502				

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (年間支給率) (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	0	26,760	11,029 (4.30)	8,100	45,889	6,981	52,870	
	議 員	18	68,251	0	28,123 (4.30)	0	96,374	21,796	118,170	
	その他の 特別職	1,263	60,994	0	0	0	60,994	0	60,994	
	計	1,284	129,245	26,760	39,152	8,100	203,257	28,777	232,034	
補正前	長 等	3	0	26,760	11,029 (4.30)	8,100	45,889	6,981	52,870	
	議 員	18	68,251	0	28,123 (4.30)	0	96,374	21,796	118,170	
	その他の 特別職	1,269	60,120	0	0	0	60,120	0	60,120	
	計	1,290	128,371	26,760	39,152	8,100	202,383	28,777	231,160	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	△ 6	874	0	0	0	874	0	874	
	計	△ 6	874	0	0	0	874	0	874	

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2) 348	704,882	1,160,224	969,860	2,834,966	487,651	3,322,617	
補 正 前	(2) 348	720,271	1,156,428	962,736	2,839,435	485,311	3,324,746	
比 較	(0) 0	△ 15,389	3,796	7,124	△ 4,469	2,340	△ 2,129	

() 内は、会計年度任用職員以外の職員で短時間勤務職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	28,956	36,631	15,066	16,286	388	103,904	1,074	
	補 正 前	28,956	36,485	15,066	16,286	388	100,670	1,074	
	比 較	0	146	0	0	0	3,234	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	1,548	23,049	350,477	203,270	189,211	0	
	補 正 前	0	1,548	23,049	351,068	198,935	189,211	0	
	比 較	0	0	0	△ 591	4,335	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2 343	0	1,147,262	856,357	2,003,619	382,355	2,385,974	
補 正 前	(2 343	0	1,143,466	848,484	1,991,950	380,015	2,371,965	
比 較	(0 0	0	3,796	7,873	11,669	2,340	14,009	

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	28,956	36,242	15,066	15,888	388	103,255	1,074	
	補 正 前	28,956	36,096	15,066	15,888	388	100,021	1,074	
	比 較	0	146	0	0	0	3,234	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	1,548	23,049	240,355	203,270	187,266	0	
	補 正 前	0	1,548	23,049	240,197	198,935	187,266	0	
	比 較	0	0	0	158	4,335	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

イ. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(590) 5	704,882	12,962	113,503	831,347	105,296	936,643	
補 正 前	(591) 5	720,271	12,962	114,252	847,485	105,296	952,781	
比 較	(△1) 0	△ 15,389	0	△ 749	△ 16,138	0	△ 16,138	

() 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	389	0	398	0	649	0	
	補 正 前	0	389	0	398	0	649	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	110,122	0	1,945	0	
	補 正 前	0	0	0	110,871	0	1,945	0	
	比 較	0	0	0	△ 749	0	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明	備 考
給 料	3,796	制度改正に伴う増減分 3,796		
職 員 手 当	7,124	制度改正に伴う増減分 4,639	地域手当 146	
			期末手当 158	
		その他の増減分 2,485	勤勉手当 4,335	
			時間外勤務手当 3,234	
			期末手当 △ 749	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
シティプロモーション動画制作業務委託	4,004			令和4年度から 令和5年度まで	4,004				4,004
庁舎、学校及び保育所間文書等運搬業務	2,000			令和4年度から 令和5年度まで	2,000				2,000
高圧電力の供給に伴う電気料	206,000	令和2年度から 令和3年度まで	111,410	令和4年度	94,590				94,590
令和4年度市政方針作成事業	552	令和3年度	0	令和4年度	552				552
瑞穂市コミュニティセンター及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンターの施設管理に伴う指定管理料	225,200			令和4年度から 令和6年度まで	225,200			7,800	217,400
令和4年度住民税課税資料イメージ登録事務にかかる派遣業務	2,225	令和3年度	0	令和4年度	2,225				2,225
令和5年度住民税課税資料イメージ登録事務にかかる派遣業務	2,225			令和4年度から 令和5年度まで	2,225				2,225
岐阜県議会議員選挙事務	3,858			令和4年度から 令和5年度まで	3,858	3,858			
瑞穂市長選挙事務	3,767			令和4年度から 令和5年度まで	3,767				3,767
瑞穂市議会議員補欠選挙事務	1,340			令和4年度から 令和5年度まで	1,340				1,340
令和4年度保育士派遣事業	81,527	令和3年度	0	令和4年度	81,527				81,527
令和5年度保育士派遣事業	80,350			令和4年度から 令和5年度まで	80,350				80,350
公私連携型牛牧第1保育所整備事業造成工事	68,750			令和4年度から 令和5年度まで	68,750				68,750
排水設備等改造資金利子補給	借入残額に対して長期プライムレートに0.80%を加えた率を乗じた額以内			借入年度から 返済年度まで	借入残額に対して長期プライムレートに0.80%を加えた率を乗じた額以内				借入残額に対して長期プライムレートに0.80%を加えた率を乗じた額以内

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
金融機関から瑞穂市土地開発公社 に対する貸付金の債務保証	1,000,000			令和4年度から 返済年度まで	1,000,000				1,000,000
瑞穂市自転車駐輪場及び駐車場の 施設管理に伴う指定管理料	207,000	平成31年度から 令和3年度まで	124,200	令和4年度から 令和5年度まで	82,800			54,656	28,144
令和4年度外国人英語指導助手 (ALT)派遣事業	56,737	令和3年度	0	令和4年度	56,737				56,737
令和5年度外国人英語指導助手 (ALT)派遣事業	53,900			令和4年度から 令和5年度まで	53,900				53,900
中山道大月多目的広場管理業務	5,500	令和3年度	0	令和4年度	5,500				5,500
令和4年度給食センター調理員派 遣事業	14,168	令和3年度	0	令和4年度	14,168				14,168
令和5年度給食センター調理員派 遣事業	17,788			令和4年度から 令和5年度まで	17,788				17,788

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	3,566,113	3,633,478	555,000	325,543	3,862,935
(1) 総務	6,720	5,600	0	1,120	4,480
(2) 民生	18,000	12,000	1,500	6,000	7,500
(3) 土木	1,594,308	1,623,094	316,900	136,911	1,803,083
(4) 消防	342,789	398,486	123,400	54,735	467,151
(5) 教育	1,604,296	1,594,298	113,200	126,777	1,580,721
2 その他	8,206,226	8,426,117	297,400	744,613	7,978,904
(1) 減税補てん債	3,476	1,066	0	1,066	0
(2) 臨時財政対策債	8,147,750	8,370,051	297,400	740,652	7,926,799
(3) 減収補てん債	55,000	55,000	0	2,895	52,105
計	11,772,339	12,059,595	852,400	1,070,156	11,841,839

令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度瑞穂市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,771,825千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		524,178	1,361	525,539
	1 他会計繰入金	343,625	1,361	344,986
歳入合計		4,770,464	1,361	4,771,825

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		95,441	1,361	96,802
	1 総務管理費	76,030	1,361	77,391
歳出合計		4,770,464	1,361	4,771,825

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	524,178	1,361	525,539
歳入合計	4,770,464	1,361	4,771,825

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	95,441	1,361	96,802				1,361
歳出合計	4,770,464	1,361	4,771,825				1,361

2 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	343,625	1,361	344,986	3 職員給与費 等繰入金	1,361	職員給与費等繰入金
計	343,625	1,361	344,986			
合計	4,770,464	1,361	4,771,825			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	75,032	1,361	76,393				1,361	3 職員手当等	1,361	地域手当 4 期末手当 31 勤勉手当 258 退職手当組合負担金 1,068
計	76,030	1,361	77,391				1,361			
合計	4,770,464	1,361	4,771,825				1,361			

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 8	0	26,972	20,185	47,157	9,481	56,638	
補 正 前	(0) 8	0	26,972	18,824	45,796	9,481	55,277	
比 較	(0) 0	0	0	1,361	1,361	0	1,361	

() 内は、会計年度任用職員以外の職員で短時間勤務職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	198	825	1,197	300	0	3,157	0
	補 正 前	198	821	1,197	300	0	3,157	0
	比 較	0	4	0	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	5,557	4,603	4,348	
	補 正 前	0	0	0	5,526	4,345	3,280	
	比 較	0	0	0	31	258	1,068	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 8	0	26,972	20,185	47,157	9,481	56,638	
補 正 前	(0) 8	0	26,972	18,824	45,796	9,481	55,277	
比 較	(0) 0	0	0	1,361	1,361	0	1,361	

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	198	825	1,197	300	0	3,157	0
	補 正 前	198	821	1,197	300	0	3,157	0
	比 較	0	4	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	5,557	4,603	4,348	
	補 正 前	0	0	0	5,526	4,345	3,280	
	比 較	0	0	0	31	258	1,068	

イ. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
補 正 前	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明	備 考
職 員 手 当	1,361	制度改正に伴う増減分 293	地域手当 4	
			期末手当 31	
			勤勉手当 258	
		その他の増減分 1,068	退職手当組合負担金 1,068	

令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和4年度瑞穂市の水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度瑞穂市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 水道事業費	542,224千円	11,173千円	553,397千円
第1項 営業費用	523,238千円	12,291千円	535,529千円
第2項 営業外費用	15,986千円	△1,118千円	14,868千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「建設改良積立金131,199千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,165千円」を「建設改良積立金131,198千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,166千円」に改める。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益的収入及び支出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費			542,224	11,173	553,397	
	1 営業費用		523,238	12,291	535,529	
		2 配水及び給水費	266,163	12,291	278,454	
	2 営業外費用		15,986	△1,118	14,868	
		2 消費税及び地方消費税	7,576	△1,118	6,458	

令和4年度 瑞穂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△損失)	14,461
減価償却費	211,873
固定資産除却費	23,299
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△50
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△314
長期前受金戻入額	△34,230
受取利息及び受取配当金	△21
支払利息及び企業債取扱諸費	7,935
未収金の増加額 (△は増加)	841
未払金の増減額 (△は減少)	△105,010
小 計	118,784
利息及び配当金の受取額	21
利息の支払額	<u>△7,935</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	110,870

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△338,616
	一般会計負担金等による収入	25,803
	工事負担金等による収入	1,537
	加入金収入	<u>39,590</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△271,686
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△64,826
	一般会計からの出資による収入	10,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△54,826
	資金増加額（又は減少額）	△215,642
	資金期首残高	<u>1,161,468</u>
	資金期末残高	945,826

令和4年度 瑞穂市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
イ	土 地		360,271		
ロ	立 木		1,115		
ハ	建 物	452,984			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△188,554</u>	264,430		
ニ	構 築 物	9,219,627			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△4,119,273</u>	5,100,354		
ホ	機 械 及 び 装 置	1,482,092			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△793,261</u>	688,831		
ヘ	車 両 運 搬 具	1,878			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,784</u>	94		
ト	工 具 、 器 具 及 び 備 品	9,490			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△8,099</u>	1,391		
チ	建 設 仮 勘 定		<u>25,830</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			6,442,316	

(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権	3,306		
ロ 電話加入権	<u>228</u>		
無形固定資産合計		<u>3,534</u>	
固定資産合計			6,445,850
2 流動資産			
(1) 現金預金		945,826	
(2) 未収金	92,493		
貸倒引当金	<u>△366</u>	92,127	
(3) 貯蔵品		<u>7,030</u>	
流動資産合計			<u>1,044,983</u>
資産合計			<u><u>7,490,833</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるた めの企業債	<u>229,122</u>		
企業債合計		229,122	
(2) 引当金			
イ その他引当金	<u>17,500</u>		

引当金合計		<u>17,500</u>	
固定負債合計			246,622
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるた めの企業債	<u>64,826</u>		
企業債合計		64,826	
(2) 未払金		87,561	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	3,505		
ロ 法定福利費引当金	<u>674</u>		
引当金合計		4,179	
(4) その他流動負債		<u>12,108</u>	
流動負債合計			168,674
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,794,559	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△863,455</u>	
繰延収益合計			<u>931,104</u>
負債合計			<u><u>1,346,400</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金		3, 7 7 2, 4 3 4
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ その他資本剰余金	<u>1, 3 6 2, 5 7 4</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		<u>1, 3 6 2, 5 7 4</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	1 4 5, 0 0 0	
ロ 建 設 改 良 積 立 金	7 1 8, 6 8 0	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	1 4, 4 6 1	
ニ その他未処分利益剰余金変動額	<u>1 3 1, 2 8 4</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1, 0 0 9, 4 2 5</u>
剰 余 金 合 計		<u>2, 3 7 1, 9 9 9</u>
資 本 合 計		<u>6, 1 4 4, 4 3 3</u>
負 債 資 本 合 計		<u>7, 4 9 0, 8 3 3</u>

議案第80号

令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度瑞穂市の下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	203,579千円	1,536千円	205,115千円
第1項 営業外収益	148,512千円	1,536千円	150,048千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	203,579千円	1,536千円	205,115千円
第1項 営業費用	181,813千円	1,536千円	183,349千円

第3条 予算第10条中「107,063千円」を「108,535千円」に改める。

令和4年11月30日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			203,579	1,536	205,115	
	1 営業外収益		148,512	1,536	150,048	
		4 他会計補助金	17,239	1,536	18,775	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			203,579	1,536	205,115	
	1 営業費用		181,813	1,536	183,349	
		1 管 渠 費	5,820	339	6,159	
		4 処 理 場 費	53,241	1,197	54,438	

令和4年度 瑞穂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△損失)	1, 4 4 5
減価償却費	1 1 2, 5 1 5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1 0 7
長期前受金戻入額	△ 5 9, 7 5 7
受取利息	△ 2
支払利息及び企業債取扱諸費	1 8, 7 5 5
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1 3 9, 7 6 4
未払金の増減額 (△は減少)	<u>△ 5 5, 7 1 8</u>
小 計	△ 1 2 2, 4 1 9
利息の受取額	2
利息の支払額	<u>△ 1 8, 7 5 5</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1 4 1, 1 7 2

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 79, 260
	国庫補助金による収入	126, 800
	他会計負担金等による収入	98, 023
	受益者分担金による収入	<u>1, 080</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	146, 643
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	160, 650
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 97, 497</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	63, 153
	資金増加額（又は減少額）	68, 624
	資金期首残高	<u>79, 524</u>
	資金期末残高	<u><u>148, 148</u></u>

令和4年度 瑞穂市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

	資 産 の 部		(千円)	(千円)
	(千円)	(千円)		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		702,677		
ロ 建 物	114,081			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 12,528</u>	101,553		
ハ 構 築 物	2,701,580			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 294,497</u>	2,407,083		
ニ 機 械 及 び 装 置	255,067			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 149,757</u>	105,310		
ホ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	319			
減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	319		
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>471,165</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			<u>3,788,107</u>	
固 定 資 産 合 計				3,788,107

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

148,148

(2) 未 収 金

149,800

貸 倒 引 当 金

△ 191149,609

流 動 資 産 合 計

297,757

資 産 合 計

4,085,864

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充て
るための企業債1,168,174

企 業 債 合 計

1,168,174

固 定 負 債 合 計

1,168,174

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充て
るための企業債97,265

企 業 債 合 計

97,265

(2) 未払金		254,542	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	320		
ロ 法定福利費引当金	<u>63</u>		
引当金合計		383	
ハ その他流動負債		<u>1,000</u>	
流動負債合計			353,190
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,225,820	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 335,757</u>	
繰延収益合計			<u>1,890,063</u>
負債合計			<u><u>3,411,427</u></u>
	資本の部		
6 資本金			223,385
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	8,941		
ロ 国庫補助金	331,647		
ハ 他会計補助金	<u>25,137</u>		
資本剰余金合計		365,725	

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	2,269		
ロ 当年度末処分利益剰余金	<u>83,058</u>		
利益剰余金合計		<u>85,327</u>	
剰余金合計			<u>451,052</u>
資本合計			<u>674,437</u>
負債資本合計			<u><u>4,085,864</u></u>

令和4年度

12月補正予算概要

瑞穂市

令和4年度 瑞穂市 12月補正予算一覧

単位：千円

会計区分		歳入			歳出			備考	
		補正前	補正額	計	補正前	補正額	計		
一般会計		21,781,407	611,847	22,393,254	21,781,407	611,847	22,393,254		
特別会計	国民健康保険事業特別会計	4,770,464	1,361	4,771,825	4,770,464	1,361	4,771,825		
	後期高齢者医療事業特別会計	669,893	0	669,893	669,893	0	669,893		
	農業集落排水事業特別会計	25,418	0	25,418	25,418	0	25,418		
	小計	5,465,775	1,361	5,467,136	5,465,775	1,361	5,467,136		
企業会計	水道事業会計	収益の事業	591,918	0	591,918	542,224	11,173	553,397	
		資本の事業	83,465	0	83,465	437,781	0	437,781	
	下水道事業会計	収益の事業	203,579	1,536	205,115	203,579	1,536	205,115	
		資本の事業	336,673	0	336,673	389,431	0	389,431	
	小計	1,215,635	1,536	1,217,171	1,573,015	12,709	1,585,724		
合計		28,462,817	614,744	29,077,561	28,820,197	625,917	29,446,114		

(参考) 補正予算履歴

会計区分	当初予算	4月補正	6月補正 その1	6月補正 その2	6月補正 その3	9月補正	11月補正	12月補正					計
一般会計	19,430,000	124,831	147,938	306,681	167,595	1,080,319	524,043	611,847					22,393,254
国民健康保険事業特別会計	4,670,891	-	-	-	-	99,573	-	1,361					4,771,825
後期高齢者医療事業特別会計	660,104	-	-	-	-	9,789	-	-					669,893
農業集落排水事業特別会計	25,396	22	-	-	-	-	-	-					25,418
水道事業会計 (歳出)	収益の事業	520,601	191	-	-	61	21,371	-	11,173				553,397
	資本の事業	430,103	-	-	-	-	7,678	-	-				437,781
下水道事業会計 (歳出)	収益の事業	200,553	64	-	-	-	2,962	-	1,536				205,115
	資本の事業	389,431	-	-	-	-	-	-	-				389,431

一般会計 歳入・歳出款別一覧

単位：千円

歳入	補正前	補正額	計	備考
1 市税	7,095,488	29,200	7,124,688	・市民税 +11,200 ・固定資産税 +15,000 ・軽自動車税 +3,000
2 地方譲与税	193,470	0	193,470	
3 利子割交付金	9,000	0	9,000	
4 配当割交付金	32,000	0	32,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	34,000	0	34,000	
6 法人事業税交付金	81,000	0	81,000	
7 地方消費税交付金	1,173,000	0	1,173,000	
8 環境性能割交付金	21,000	0	21,000	
9 地方特例交付金	94,415	3,794	98,209	・地方特例交付金 +3,794
10 地方交付税	2,935,221	0	2,935,221	
11 交通安全対策特別交付金	6,700	0	6,700	
12 分担金及び負担金	23,247	0	23,247	
13 使用料及び手数料	390,444	46	390,490	・衛生使用料 +46
14 国庫支出金	3,717,589	23,868	3,741,457	・民生費国庫負担金 +23,649 ・総務費国庫補助金 +813 ・民生費国庫補助金 -931 ・衛生費国庫補助金 +2,097 ・教育費国庫補助金 -1,760
15 県支出金	1,540,609	14,912	1,555,521	・民生費県負担金 +11,262 ・民生費県補助金 +8,030 ・農林水産業費県補助金 -2,178 ・総務費委託金 -2,132 ・民生費委託金 +90 ・教育費委託金 -160
16 財産収入	8,064	0	8,064	
17 寄附金	605,562	228,412	833,974	・衛生費寄附金 +312 ・ふるさと応援寄附金 +228,100
18 繰入金	1,442,326	240,705	1,683,031	・財政調整基金繰入金 +213,218 ・ふるさと応援基金繰入金 +27,487
19 繰越金	968,253	0	968,253	
20 諸収入	620,319	68,910	689,229	・過年度収入 +16,059 ・雑入 +52,851
21 市債	789,700	2,000	791,700	・消防債 +2,000
合計	21,781,407	611,847	22,393,254	

単位：千円

歳 出	補正前	補正額	計	備 考
1 議会費	163,421	153	163,574	・議会費 +153
2 総務費	3,644,987	375,250	4,020,237	・総務管理費 +370,685 ・徴税費 +5,694 ・戸籍住民基本台帳費 +991 ・選挙費 -2,132 ・監査委員費 +12
3 民生費	8,440,056	165,066	8,605,122	・社会福祉費 +171,312 ・児童福祉費 -40,502 ・生活保護費 +34,256
4 衛生費	2,020,475	7,228	2,027,703	・保健衛生費 +3,234 ・清掃費 +3,994
5 労働費	5,000	0	5,000	
6 農林水産業費	173,688	△ 2,398	171,290	・農業費 -2,398
7 商工費	175,730	△ 13,390	162,340	・商工費 -13,390
8 土木費	2,066,878	△ 14,221	2,052,657	・土木管理費 +1,418 ・道路橋りょう費 +1,080 ・河川費 -16,862 ・都市計画費 -1,600 ・下水道費 +1,743
9 消防費	1,126,831	△ 40	1,126,791	・消防費 -40
10 教育費	2,828,495	94,199	2,922,694	・教育総務費 -2,340 ・学校教育費 -5,096 ・小学校費 +30,579 ・中学校費 +52,360 ・幼稚園費 +4,777 ・社会教育費 +12,763 ・保健体育費 +1,156
11 公債費	1,105,846	0	1,105,846	
12 予備費	30,000	0	30,000	
合 計	21,781,407	611,847	22,393,254	

一般会計 歳出節別一覽

単位：千円

区 分	補正前	補正額	計	備 考
1 報 酬	848,642	△ 14,605	834,037	総務費-277 民生費-10,374 農林水産業費+864 土木費-1,209 教育費-3,609
2 給 料	1,183,188	3,796	1,186,984	議会費+21 総務費+366 民生費+2,683 土木費+496 教育費+230
3 職 員 手 当 等	1,024,853	7,124	1,031,977	議会費+132 総務費+1,675 民生費+1,635 衛生費+1,991 商工費+54 土木費+1,279 教育費+358
4 共 済 費	514,088	2,340	516,428	総務費+191 民生費+1,709 商工費+5 土木費+385 教育費+50
5 災 害 補 償 費	89	0	89	
7 報 償 費	48,502	564	49,066	総務費+564
8 旅 費	68,003	△ 237	67,766	総務費-134 民生費+191 土木費-154 教育費-140
9 交 際 費	980	0	980	
10 需 用 費	1,359,174	118,694	1,477,868	総務費+74,478 民生費+6,755 衛生費+5,056 教育費+32,405
11 役 務 費	254,572	41,226	295,798	総務費+41,309 民生費+314 消防費-77 教育費-320
12 委 託 料	3,343,063	38,417	3,381,480	総務費+20,027 民生費-2,082 衛生費-721 農林水産業費-220 土木費-20,954 消防費+37 教育費+42,330
13 使用料及び賃借料	221,679	△ 675	221,004	総務費-31 民生費+164 教育費-808
14 工 事 請 負 費	1,833,471	1,433	1,834,904	総務費+4,930 教育費-3,497
15 原 材 料 費	1,820	△ 36	1,784	民生費-36
16 公有財産購入費	194,503	0	194,503	
17 備 品 購 入 費	163,219	18,121	181,340	総務費+2,534 民生費-11,131 教育費+26,718
18 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	3,529,050	△ 46,684	3,482,366	総務費-111 民生費-34,482 農林水産業費-3,042 商工費-13,449 土木費+4,400
19 扶 助 費	3,718,993	97,345	3,816,338	民生費+97,345
20 貸 付 金	5,000	0	5,000	
21 補 償 補 填 及 び 金 賠 償	9,820	0	9,820	
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	1,216,065	112,398	1,328,463	民生費+111,014 衛生費+902 教育費+482
23 投資及び出資金	10,000	0	10,000	
24 積 立 金	1,393,867	229,729	1,623,596	総務費+229,729
26 公 課 費	891	0	891	
27 繰 出 金	807,875	2,897	810,772	民生費+1,361 土木費+1,536
30 予 備 費	30,000	0	30,000	
合 計	21,781,407	611,847	22,393,254	

議案第 8 1 号

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

民間給与との較差に基づく人事院勧告（令和 4 年 8 月 8 日付け）に伴い、市職員の勤勉手当及び給料表の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定をするため、市関係条例の改正を行うもの。

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115）」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）」を加える。

第23条の7第2項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55）」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	

20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	

70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				

	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700
	2	171,300	198,900	245,400	266,600
	3	172,800	200,900	247,200	267,500
	4	174,200	202,800	249,000	268,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900
	6	177,100	206,900	251,700	269,900
	7	178,600	209,100	252,800	270,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500
	9	181,300	213,200	254,900	272,600
	10	183,000	214,600	255,800	273,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200
	12	186,100	217,200	257,500	275,200
	13	187,500	218,600	258,600	276,200
	14	189,500	220,000	259,600	277,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300
	17	195,500	224,100	261,800	280,600
	18	197,500	225,600	262,700	281,800
	19	199,500	227,100	263,500	282,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000
	21	203,500	229,700	265,200	285,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100
	23	207,500	233,100	266,800	288,400
	24	209,600	234,700	267,600	289,700
	25	211,200	236,000	268,600	290,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600
	29	216,200	242,700	272,500	296,600
	30	217,300	244,100	273,700	298,000
	31	218,600	245,400	275,200	299,400
	32	219,700	246,500	276,500	300,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300
34	222,300	248,600	279,400	303,800	

35	223,600	249,500	280,600	305,400
36	224,900	250,500	281,800	307,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300
38	227,400	252,200	284,500	309,700
39	228,700	253,100	285,900	311,100
40	230,100	254,100	287,100	312,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600
43	233,700	256,200	290,700	317,000
44	235,100	256,900	292,100	318,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300
46	237,700	258,400	294,800	320,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600
49	241,200	260,900	298,900	324,700
50	242,300	261,800	300,200	326,100
51	243,300	262,700	301,400	327,400
52	244,300	263,700	302,800	328,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100
54	246,000	266,000	305,500	331,500
55	246,900	267,300	306,900	332,900
56	247,800	268,600	308,300	334,200
57	248,500	270,000	309,100	335,100
58	249,500	271,500	310,300	336,400
59	250,100	272,900	311,500	337,600
60	250,900	274,300	312,900	338,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000
62	252,500	276,900	315,300	340,900
63	253,300	278,300	316,600	342,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400
65	254,800	280,500	319,100	344,500
66	255,500	281,800	320,400	345,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900
68	257,000	284,400	323,000	348,000
69	257,800	285,500	323,700	349,000
70	258,600	287,000	324,800	350,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100
72	260,500	289,900	326,800	352,200
73	261,800	290,900	328,100	353,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100
75	264,200	293,500	329,900	355,200
76	265,300	294,800	331,100	356,300
77	266,200	296,200	332,200	357,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800
79	268,400	298,700	334,500	358,600
80	269,400	300,000	335,700	359,300
81	270,300	300,500	336,800	359,900
82	271,200	301,700	337,900	360,400
83	272,200	302,800	338,900	361,000
84	273,100	304,000	340,000	361,500
85	273,900	305,100	340,900	362,100
86	274,700	306,300	341,900	362,600
87	275,600	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700
89	277,300	309,900	344,800	364,100
90	278,200	311,100	345,600	364,500
91	279,000	312,300	346,400	365,100
92	280,000	313,500	347,200	365,600

93	280,900	314,300	347,800	365,900
94	281,900	315,000	348,400	366,400
95	282,800	315,700	349,100	366,800
96	283,800	316,300	349,700	367,100
97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		

	151	305,000	336,900		
	152	305,300	337,300		
	153	305,700	337,600		
	154	305,900			
	155	306,100			
	156	306,400			
	157	306,700			
	158	307,000			
	159	307,300			
	160	307,600			
	161	308,000			
	162	308,300			
	163	308,600			
	164	308,900			
	165	309,300			
	166	309,600			
	167	309,900			
	168	310,200			
	169	310,600			
再 任 用 職 員		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の120」に改める。

第23条の7第2項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を「100分の57.5」に改める。

（瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	376,000 円
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

第4条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100

18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000

70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100

122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第32条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職務の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
号給	円	円
1	169,900	197,000
2	171,300	198,900
3	172,800	200,900
4	174,200	202,800
5	175,600	204,900
6	177,100	206,900
7	178,600	209,100
8	180,100	211,200
9	181,300	213,200
10	183,000	214,600
11	184,600	216,000
12	186,100	217,200
13	187,500	218,600
14	189,500	220,000
15	191,500	221,500
16	193,500	222,700
17	195,500	224,100
18	197,500	225,600
19	199,500	227,100
20	201,500	228,600
21	203,500	229,700
22	205,400	231,400
23	207,500	233,100
24	209,600	234,700
25	211,200	236,000
26	212,500	237,700
27	213,700	239,400
28	215,000	241,100
29	216,200	242,700
30	217,300	244,100
31	218,600	245,400
32	219,700	246,500
33	221,000	247,500
34	222,300	248,600
35	223,600	249,500
36	224,900	250,500
37	226,000	251,200
38	227,400	252,200
39	228,700	253,100
40	230,100	254,100
41	231,000	254,500

42	232,400	255,400
43	233,700	256,200
44	235,100	256,900
45	236,300	257,700
46	237,700	258,400
47	239,000	259,300
48	240,300	260,100
49	241,200	260,900
50	242,300	261,800
51	243,300	262,700
52	244,300	263,700
53	245,000	264,800
54	246,000	266,000
55	246,900	267,300
56	247,800	268,600
57	248,500	270,000
58	249,500	271,500
59	250,100	272,900
60	250,900	274,300
61	251,700	275,600
62	252,500	276,900
63	253,300	278,300
64	254,100	279,400
65	254,800	280,500
66	255,500	281,800
67	256,300	283,100
68	257,000	284,400
69	257,800	285,500
70	258,600	287,000
71	259,500	288,500
72	260,500	289,900
73	261,800	290,900
74	263,100	292,300
75	264,200	293,500
76	265,300	294,800
77	266,200	296,200
78	267,200	297,500
79	268,400	298,700
80	269,400	300,000
81	270,300	300,500
82	271,200	301,700
83	272,200	302,800
84	273,100	304,000
85	273,900	305,100
86	274,700	306,300
87	275,600	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000

102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200
108	292,100	322,700
109	292,300	323,100
110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000
126	297,500	328,300
127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	

162	308,300
163	308,600
164	308,900
165	309,300
166	309,600
167	309,900
168	310,200
169	310,600

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

(瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第6条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第7条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

(瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第9条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条及び第9条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の瑞穂市職員の給与に関する条例（次条におい

て「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第6条の規定による改正後の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定及び第8条の規定による改正後の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(次条において「改正後の常勤の特別職条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瑞穂市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払と、第6条の規定による改正前の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第8条の規定による改正前の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）新旧対照表（第1条・第2条関係）

改正後（案）② （令和5年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和4年4月1日遡及分）	現行
<p>（勤勉手当） 第23条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の100</u> <u>（特定管理職員にあっては、100分の120</u></p>	<p>（勤勉手当） 第23条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の</u></p>	<p>（勤勉手当） 第23条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に _____ <u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>） _____</p>

<p>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 (特定管理職員にあって は、100分の57.5</p> <p>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4・5 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 略</p> <p>別表第2 (第3条関係) 略</p>	<p>125) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場 合には100分の45(特定管理職員にあっては、 100分の55)、12月に支給する場合には100 分の50(特定管理職員にあっては、100分の6 0) を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4・5 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 略</p> <p>別表第2 (第3条関係) 略</p>	<p>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に _____ _____100分の45(特定管理職員にあっては、 100分の55) _____</p> <p>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4・5 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 略</p> <p>別表第2 (第3条関係) 略</p>
---	--	---

適用： () 令和4年4月1日遡及分

() 令和5年4月1日改定分

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）新旧対照表（第3条・第4条関係）

改正後（案）② （令和5年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和4年4月1日遡及分）	現行
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表</p>

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	376,000	1	375,000
2	422,000	2	422,000
3	472,000	3	472,000
4	533,000	4	533,000
5	608,000	5	608,000

適用：() 令和4年4月1日遡及分

() 令和5年4月1日改定分

瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）新旧対照表（第5条関係）

改正後（案）	現行
別表第1（第4条関係） 略	別表第1（第4条関係） 略
別表第2（第4条関係） 略	別表第2（第4条関係） 略

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年瑞穂市条例第30号）新旧対照表（第6条・第7条関係）

改正後（案）② （令和5年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和4年4月1日遡及分）	現行
<p>（期末手当） 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220</p> <p>を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の215</p> <p>を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

適用：（ ） 令和4年4月1日遡及分

（ ） 令和5年4月1日改定分

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）新旧対照表（第8条・第9条関係）

改正後（案）② （令和5年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和4年4月1日遡及分）	現行
<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220 を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の215 を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

適用：（ ） 令和4年4月1日遡及分

（ ） 令和5年4月1日改定分

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正

・改正条例第1条、第2条

- 勤勉手当支給月数の改定 <条例第23条の7関係> …①R4.4.1遡及適用、②R5.4.1改定

単位:月

区分	改定前			改定①(R4.4.1遡及)			改定②(R5年度以降)	
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.2 (1.0) <0.675>	0.95 (1.15) <0.45>	→	1.2 (1.0) <0.675>	0.95 (1.15) <0.45>	→	1.2 (1.0) <0.675>	1.00 (1.2) <0.475>
12月期	1.2 (1.0) <0.675>	0.95 (1.15) <0.45>		1.2 (1.0) <0.675>	1.05 (1.25) <0.5>		1.2 (1.0) <0.675>	1.00 (1.2) <0.475>
計	2.4 (2.0) <1.35>	1.9 (2.3) <0.9>		4.4 (2.3) <0.95>	2 (2.4) <0.95>		4.4 (2.3) <0.95>	2 (2.4) <0.95>
	4.3 <2.25>			4.4 <2.3>			4.4 <2.3>	

※()内は特定管理職員

※< >内は再任用職員(R5年度以降、定年前再任用短時間勤務職員)

- 給料表の改定 <条例別表第1・第2関係> …R4.4.1遡及適用

各給料表を引上げ(平均0.3%の引上げ(再任用除く)。初任給、若年層のみ。)

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

・改正条例第3条、第4条

- 期末手当支給月数の改定 <条例第9条関係> …①R4.4.1遡及適用、②R5.4.1改定

単位:月

区分	改定前		改定① (R4.4.1遡及)		改定② (R5年度以降)
	6月期		1.625		1.625
12月期	1.625	1.675	1.65		
計	3.25	3.3	3.3		

- 給料表の改定 <条例別表関係> …R4.4.1遡及適用

瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

・改正条例第5条

- 給料表の改定 <条例別表第1・第2関係> …R5.4.1改定

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

・改正条例第6条～第9条

- 期末手当支給月数の改定 <いずれも条例第5条関係> …①R4.4.1遡及適用、②R5.4.1改定

単位:月

区分	改定前		改定① (R4.4.1遡及)		改定② (R5年度以降)
	6月期		2.15		2.15
12月期	2.15	2.25	2.2		
計	4.3	4.4	4.4		